

秦野市

障害福祉制度

ガイドブック

令和7年度版（2025年度版）

広告

J0Yグループ福祉事業



株式会社J0Yわーくす

就労継続支援B型
みりおんりーふ

- ・はだの万葉の湯
<企業就労実践>
- ・座学 <就職訓練>
- ・PC作業<入力作業>

□みりおんりーふ 0463-63-4294

定休日：月曜日

勤務日：週3日 半日のみ相談可能

秘めたる人財の創出
あらゆる悦びの基へ



株式会社JOYBASIC

放課後等デイサービス
JOYヴィレッジ

- ・小田原校 第二小田原校
- ・伊勢原校

相談支援事業

- ・JOYさぽーと伊勢原

□JOYヴィレッジ小田原 0465-37-8777

□JOYヴィレッジ伊勢原 0463-73-8294

□JOYさぽーと伊勢原 0463-73-8294

はじめに

この冊子は、秦野市にお住まいの障害者（児）と、その家族の方々が利用できる福祉サービスについて、その内容などを紹介しています。

福祉サービスは種類も多く、類似した制度や名称もあります。また、その内容も年ごとに改正されることがあります。

この冊子を十分に活用していただき、各種の福祉サービスを有効に利用してください。

1 このガイドブックにある各種制度の手続き方法などの詳細は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

2 「特別障害者手当等」「特別児童扶養手当」「国民年金法による障害基礎年金」の対象となる障害程度は制度ごとに独自に定められており、障害者手帳の程度は基準とされておりません。

「対象者」欄は、各制度の対象となる障害程度を障害者手帳の等級に置き換えた場合の一応の目安を表示したものでご注意ください。

3 このガイドブックは、令和7年10月現在の各種制度を掲載したものです。その後、内容が変わることもありますので、各窓口にお問い合わせください。

秦野伊勢原在宅歯科医療地域連携室

自宅・施設・病院で歯科診療が受けられます。
歯科医院に通院できない方、ご相談ください。



TEL 0463(80)3118

受付時間 10:00～17:00(土・日・年始年末・祝日を除く)

一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会



はたのグループ

私たちは地域の皆様の“心の笑顔”を
大切にていきます。



秦野病院

- ・入院診療・外来診療
- ・作業療法・入院、初診相談
- ・精神科デイケア

TEL: 0463-75-0032



外来診療／リワークデイケア

はたの林間クリニック

外来診療

はたの渋沢クリニック

外来診療

子どもメンタルクリニック



▼グループホーム

せせらぎ
TEL: 0463-73-5586

わかば
TEL: 0463-73-5586

オサカベ
TEL: 0463-73-5586

▼相談支援事業所

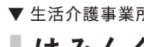
海老名市
はあとすまいる
TEL: 046-232-8810



▼就労継続支援B型

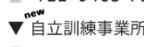
ジョブライフはたの
TEL: 0463-75-3986

にこにこパン工房
TEL: 0463-84-5556



はみんぐ

TEL: 0463-75-8626



りんく
TEL: 0463-88-0080

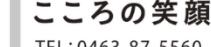


えみふる
TEL: 0463-89-5080



ここえーる

TEL: 0463-80-6680



TEL: 0463-87-5560

目 次

相談・指導・情報	
(1) さまざまな相談	
障害福祉なんでも相談室	
精神保健福祉相談	
(2) 障害者虐待の相談	2
秦野市障害者虐待防止センター「ライツはだの」	2
神奈川県障害者権利擁護センター (公益社団法人かながわ福祉サービス振興会)	2
神奈川県精神科病院虐待対応窓口 (神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課)	2
(3) 児童に関すること	3
療育相談員	3
ことばの相談室	3
こども若者相談担当	3
平塚児童相談所	3
医療的ケア児等コーディネーター	3
(4) 専門の相談	4
神奈川県発達障害支援センターかながわA (エース)	4
成年後見利用支援センター (はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』)	4
神奈川県総合リハビリテーションセンター	4
かながわ難病相談・支援センター	4
精神科救急医療情報窓口	5
(5) 就労の相談	5
ハローワーク松田	5
秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの”	5
障がい者就業・生活支援センター サンシティ	5
神奈川障害者職業センター	5
神奈川障害者職業能力開発校	5
神奈川能力開発センター	5

特定非営利活動法人はだのあすなろ会 [就労継続支援B型]

※※あすなろリサイクル作業所でリフレッシュ※※

本作業所は、精神・知的・身体等に障害をお持ちの方々が、環境リサイクル作業や水耕栽培による生産活動に参加していただき、社会生活が営めるよう支援を行っています。

〒259-1304 神奈川県秦野市堀山下98番地

☎ : 0463-87-2525

(ハナデ ニコニコ)

<http://hadano-asunaro.com/>



(6) 聴覚障害者・音声言語障害者に関すること	6
手話通訳者設置	6
110番アプリシステム・FAX110番	6
Net119・FAX119緊急通報システム	6
Eメールによる相談	6
神奈川県聴覚障害者福祉センター	6
電話リレーサービス	6
(7) 視覚障害者に関すること	7
声の広報・点字広報・拡大版広報	7
録音図書の貸出し、対面朗読など	7
神奈川県ライトセンター	8
(8) 携帯電話による緊急時情報	8
災害用伝言ダイヤル「171、Web171」	8
緊急情報メール配信システム	8
2 各障害者手帳の交付	10
(1) 身体障害者手帳の交付・変更	10
(2) 療育手帳の交付・変更	13
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付・変更	14
3 医療	15
(1) 自立支援医療の給付（更生医療・育成医療・精神通院）	15
(2) 重度障害者医療費の助成	16
(3) 精神障害者入院医療援護金制度	17
(4) 後期高齢者医療（早期加入制度）	17
(5) 指定難病及び特定疾患対象者の医療費助成	17
(6) ひとり親家庭等医療費助成	17
4 福祉サービス	18
(1) 障害福祉サービス	18
(2) 日中一時支援事業（日中預かり事業）	20
(3) 移動支援事業（ガイドヘルパー）	20
(4) 訪問入浴事業	21
(5) 地域活動支援センター（I型・III型）	21

特定非営利活動法人はだのあすなろ会 [就労継続支援B型]

※※あすなろリサイクル作業所でリフレッシュ※※

本作業所は、精神・知的・身体等に障害をお持ちの方々が、環境リサイクル作業や水耕栽培による生産活動に参加していただき、社会生活が営めるよう支援を行っています。

〒259-1304 神奈川県秦野市堀山下98番地

☎ : 0463-87-2525

(ハナデ ニコニコ)

<http://hadano-asunaro.com/>



(6) 手話通訳者等の派遣	22
(7) ふれ愛サービス・ハートフルサービス	22
5 用 具	23
(1) 補装具の交付及び修理	23
(2) 日常生活用具の給付	23
(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	24
(4) 車いすの貸出し	24
(5) 緊急通報装置の貸与	25
6 手当・助成・年金	26
(1) 特別障害者手当（国手当）	26
(2) 障害児福祉手当（国手当）	26
(3) 特別児童扶養手当（国手当）	27
(4) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県手当）	28
(5) 秦野市在宅障害者福祉手当（市手当）	29
(6) 秦野市特別支援学校等在学者福祉手当（市手当）	29
(7) 福祉タクシー利用券	30
(8) 障害者自動車燃料費助成	30
(9) 秦野市障害者施設等通所交通費助成	31
(10) 秦野市障害者グループホーム家賃助成	31
(11) 障害者扶養共済制度	32
(12) 障害基礎年金	32
(13) 介護料の支給	32
7 税 金 等	33
(1) 国の税金の控除等	33
ア 所得税（障害者控除）	33
イ 相続税（障害者控除）	33
ウ 贈与税の非課税	33
(2) 市・県の税金の控除等	34
ア 市民税・県民税（障害者控除）	34
イ 市民税・県民税の非課税	34

楽しみながら「できた！」を増やす

できないことに対する訓練ではなく、できないことの背景に存在する課題に焦点をあて
能力を引き出すための療育を行います！目を輝かせて学ぶことを大切にしています♪

【児童発達支援・保育所等訪問支援】
コペルプラス秦野教室
TEL: 0463-74-4652



(3) 貯金の利子非課税等	35
ア 少額貯金・少額公債の利子非課税（障害者マル優制度）	35
イ 福祉定期預金	35
(4) 自動車等の税金	36
ア 自動車税種別割の減免	36
イ 軽自動車税（種別割）の減免	37
ウ 自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免	38
8 公共料金等の割引	39
(1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引	39
(2) 私鉄・横浜市営地下鉄の運賃割引	39
(3) 航空旅客運賃の割引	40
(4) バス運賃の割引	40
(5) フェリー運賃の割引	40
(6) タクシー運賃の割引	40
(7) 有料道路通行料金の割引	41
(8) 青い鳥郵便葉書	43
(9) NHK放送受信料の減免	43
(10) 上下水道基本料金の減免	44
(11) 携帯電話の基本使用料等の割引	44
(12) 104番料金（電話番号案内料）の免除（ふれあい案内）	44
(13) 福祉電話機器	45
(14) 県立・市立文化施設などの入場料等の減免	45
9 各種資金の貸付	47
(1) 生活福祉資金の貸付	47
(2) 視覚障害者技能習得援助資金の貸付	47
(3) 交通遺児等生活育成資金貸付	47
10 自動車	48
(1) 自動車改造費補助	48
(2) 自動車運転免許証取得費用の補助	48
(3) 駐車禁止除外指定車の指定	48

楽しみながら「できた！」を増やす

できないことに対する訓練ではなく、できないことの背景に存在する課題に焦点をあて
能力を引き出すための療育を行います！目を輝かせて学ぶことを大切にしています♪

【児童発達支援・保育所等訪問支援】
コペルプラス秦野教室
TEL:0463-74-4652



(4) 高齢運転者等専用駐車区間制度	49
(5) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキングパーミット制度）	49
(6) 安全運転相談	50
(7) ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）	50
(8) 福祉タクシー	50
(9) 福祉車両の貸出し	51
Ⅱ 1 住宅等（改良・融資・入居）	52
(1) 住宅設備改良費の補助	52
(2) U R 都市機構「新築U R賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇	52
(3) 県営住宅の入居優遇	53
(4) 県営住宅家賃の減免	53
Ⅱ 2 市民参加・行事・講習・障害者団体	54
(1) 郵便等による不在者投票・投票所までの移動支援	54
(2) 神奈川県障害者スポーツ大会	54
(3) 手話（入門・基礎・通訳者養成）講座	54
(4) 手話・点訳・録音・外出支援・傾聴ボランティア講座	54
(5) ともしびショップ	55
(6) 秦野市身体障害者福祉協会	55
(7) 秦野市手をつなぐ育成会	55
(8) 秦野精神保健福祉家族会のぞみ会	55
Ⅱ 3 各種相談機関	56
Ⅱ 4 障害福祉サービス等事業所	60
Ⅱ 5 障害に関するマークの一例	71
Ⅱ 6 主な援護制度一覧表	72

| 相談・指導・情報

※相談日は特に記載のない場合、祝日及び年末年始を除く。

(I) さまざまな相談

相談窓口	内 容
障害福祉なんでも相談室 月曜～土曜 9:30～17:30 秦野市本町 2-7-25 秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの” 2階 相談支援 電話 80-3294 FAX73-5039	<p>◆相談支援</p> <p>障害（身体・知的・精神）のある方やその家族の方の相談窓口としてさまざまな悩み、困りごとについて、電話や面談、訪問により相談を受けて必要な情報の提供を無料で行っています。</p> <p>※秦野市基幹相談支援センターも運営しています。</p> <p>◆就労支援</p> <p>就職を希望する障害のある方の仕事探しから、職場定着、企業支援等を関係機関と連携して支援します。</p> <p>◆地域活動支援</p> <p>フリースペースは自由な居場所です。仲間作り、交流の場として利用できます。プログラム活動も取り組んでいます。</p> <p>ピア活動は自身の病気や障害の経験を活かして同じ立場の仲間として支え合う活動です。所定の学習会に参加した精神障害のある方がピアソーターとして相談を受けるものです。</p>
精神保健福祉相談 （平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課） 秦野市曾屋2-9-9 電話82-1428 FAX83-5872	<p>精神的な不調、アルコール問題、精神障害などの相談を受けます。</p> <p>◆定例相談（予約制）</p> <p>精神科の医師による無料の面接相談</p> <p>◆随時相談（面接・電話）</p> <p>無料の相談</p>

福祉運送の「ミライボランティア南」 ☎0463-82-8787

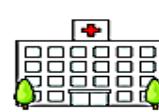
◆身体の不自由な方の移動支援を専門にお受けいたします。例えば↓
 (事前見積可能です。お気軽にご連絡下さい)


 文化会館近くの自宅

約5Km


 1180円

→


 秦野赤十字病院

(2) 障害者虐待の相談

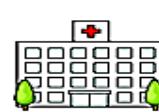
相談窓口	内 容
<p>秦野市障害者虐待防止センター「ライツはだの」 月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始は除く) 秦野市戸川26-1 電話73-7874 FAX73-7875 rights-hadano@jousei.or.jp 通報専用ダイヤル 0463-26-8727 (24時間365日)</p>	<p>虐待を早期発見し支援をすることが、虐待される人・虐待する人の双方を救うことにつながります。虐待に気づいたり、悩んだりしたら、ご相談ください。相談者の情報は固く守られます。匿名でも通報・届出ができます。</p>
<p>神奈川県障害者権利擁護センター (公益社団法人かながわ福祉サービス振興会) ※雇用先でのこと 月曜～金曜9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く) 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9階 相談専用電話番号 045-662-9534 FAX 045-663-5080 メール kenriyougo@kanafuku.jp</p>	
<p>神奈川県精神科病院虐待対応窓口 (神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課) 月曜～金曜8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く) 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町二丁目22 京阪横浜ビル2階 電話 045-285-0574 ※ホームページ「神奈川県精神科病院虐待対応窓口」に相談フォームあり (24時間受付)</p>	<p>精神科病院で業務従事者により虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した場合、速やかに県や政令市に通報することが義務付けられています。 また、虐待を受けた精神障害者は、県や政令市に届け出ることができます。</p>

福祉運送の「ミライボランティア南」 ☎0463-82-8787

◆身体の不自由な方の移動支援を専門にお受けいたします。例えば↓
(事前見積可能です。お気軽にご連絡下さい)


文化会館近くの自宅


約5Km
1180円


秦野赤十字病院

(3) 児童に関すること

相談窓口	内 容
療育相談員（障害福祉課） 月曜～金曜9:00～16:00 電話86-9100	主に就学前の子どもの発達（ことばや情緒、運動面など）に関する相談を受けています。
ことばの相談室（障害福祉課） 月曜～金曜9:00～16:00 電話86-9100（申請受付）	就学前の子どもを対象に専門の臨床心理士及び言語聴覚士が、ことばや情緒の発達について相談・訓練を行っています。
こども若者相談担当（こども家庭支援課 保健福祉センター内） 電話相談時間： 月曜～金曜9:00～17:00 予約による来所相談時間： 月曜～金曜9:00～19:00 土曜9:00～16:00 電話 82-5273、84-7800	18歳未満の子どもに関する相談（性格や行動面、発達、園や学校生活（不登校、いじめ等）、育児など）、児童虐待に関する相談に応じています。
平塚児童相談所 月曜～金曜 8:30～17:15 電話 73-6888 FAX73-6799	18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。言葉や発達の遅れに関する相談等に、専門スタッフが応じます。
医療的ケア児等コーディネーター（みなせ相談支援センター内） 月曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始は除く) 秦野市戸川 26-1 電話 73-7874	医療的ケアが必要な子どもを対象に、福祉サービスなどの制度に関する情報提供や調整を行っています。また、関係機関からの相談にも応じています。

福祉運送の「ミライボランティア南」

☎0463-82-8787

◆身体の不自由な方の移動支援を専門にお受けいたします。例えば↓

(事前見積可能です。お気軽にご連絡下さい)



約5Km



1180円



秦野赤十字病院

(4) 専門の相談

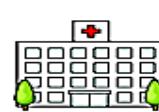
相談窓口	内 容
神奈川県発達障害支援センターかながわA(エース) 月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く) 足柄上郡中井町境 218 中井やまゆり園内 電話 0465-81-3717	発達障害児(者)とその家族などのさまざまな相談に応じています。保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、情報提供や助言を行っています。
成年後見利用支援センター (はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』) 月曜～金曜 (祝日・年末年始は除く) 9:00～17:00 秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター1階 秦野市社会福祉協議会内 電話 84-7711 FAX85-1302 shakyo@vnhadano.com	障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度である「成年後見制度」の利用に関する相談に応じています。 また市民の方の要望に応じて出前講座や相談会を開催するとともに親族後見人のサポートも行っています。
神奈川県総合リハビリテーションセンター 厚木市七沢 516 電話 046-249-2612 FAX 046-249-2515	交通事故や病気などで、脳に損傷を受け不自由をお感じの方(高次脳機能障害の方)、ご家族等への情報提供や相談に応じています。
かながわ難病相談・支援センター 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階 電話 045-321-2711 FAX 045-321-2651 nanbyou-shien@kanagawa-nanbyo.com 受付時間 月曜～金曜 10:00～17:00 (祝日・年末年始除く) 	難病患者ご本人やご家族の療養生活、日常生活での悩みや不安などの相談を受けています。 (支援内容) ① 電話・メール・面談での相談 ② 医療講演会、交流会、研修会などの実施 ③ 支援機関等の紹介 ④ 患者会の紹介 ⑤ 情報提供 ⑥ 就労支援 (ハローワークの難病患者就職サポーターとの協同による相談)

福祉運送の「ミライボランティア南」

◆身体の不自由な方の移動支援を専門にお受けいたします。例えば↓

(事前見積可能です。お気軽にご連絡下さい)

 文化会館近くの自宅

約5Km  1180円  秦野赤十字病院

☎0463-82-8787

<p>精神科救急医療情報窓口 (神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市協調体制) 土曜日、日曜日、祝日および年末年始(午前8時半から翌日午前8時半) 平日(午後5時から翌日午前8時半) ※翌日が平日の場合は、いずれも翌日午前8時までの受付となります。 電話 045-261-7070 </p>	精神疾患の急激な発症や症状が悪化した方に、必要に応じ当番医療機関等を紹介する窓口です。 ※窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。 ※状況によっては、紹介に至らない場合がありますのでご了承下さい。
--	---

(5) 就労の相談

窓口	内容
ハローワーク松田 足柄上郡松田町松田惣領 2037 電話 0465-82-8609 FAX 0465-83-0749	<p>◆職業紹介 就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員が障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着指導等行います。</p> <p>◆就職面接会 毎年複数回障害者就職面接会を開いています。</p>
秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの” 秦野市本町 2-7-25 電話 71-5720 FAX73-5039	障害者の就労支援(相談、準備支援、定着支援、関係機関連携)を行います。
障がい者就業・生活支援センター サンシティ 平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ1階 電話 37-1622 FAX37-1633	障害者の身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行います。
神奈川障害者職業センター 相模原市南区桜台 13-1 電話 042-745-3131 FAX 042-742-5789	障害者の就職、職場定着、職場復帰について、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援を行っています。
神奈川障害者職業能力開発校 相模原市南区桜台 13-1 電話 042-744-1243 FAX 042-740-1497	身体・知的・精神障害者が就職・自立できるよう、障害の状況に配慮しながら職業訓練を行います。
神奈川能力開発センター 伊勢原市日向 496 電話 96-4555 FAX96-4593	知的障害者の職業的自立を進めため、民間企業のノウハウを生かした能力開発訓練を行っています。

福祉運送の「ミライボランティア南」

☎ 0463-82-8787

◆身体の不自由な方の移動支援を専門にお受けいたします。例えば↓

(事前見積可能です。お気軽にご連絡下さい)



約5Km



1180円



(6) 聴覚障害者・音声言語障害者に関すること

相談窓口	内 容
手話通訳者設置（障害福祉課） ◆設置日 ※閉庁日を除く 毎週月曜・水曜・木曜・金曜 8:30～16:45	障害福祉課の窓口に手話通訳者を置き、聴覚障害者等の利便を図っています。
110番アプリシステム・FAX110番 (24時間受付) ◆110番アプリシステム スマートフォンにアプリをダウンロードし事前登録（警察庁HPへ） ◆FAX送信先 0120-110221（フリーダイヤル）	神奈川県警察本部では、聴覚や言語に障害がある方など、音声による110番通報が困難な方のために110番アプリシステム・FAX110番を実施しています。
Net119・FAX119緊急通報システム (24時間受付) ◆Net119は、インターネットから通報します。利用には必ず登録手続きが必要ですので、障害福祉課へご相談ください。 ◆FAX119は、「119」で送信してください。 ※緊急通報の様式は、障害福祉課の窓口のほか、ホームページでダウンロードできます。	秦野市消防署では、会話が困難な聴覚障害者・音声言語障害者のために、Net119・FAX119で通報できるシステムを運用しています。
Eメールによる相談（障害福祉課） ◆Eメールアドレス syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp	電話を使用することが難しい聴覚障害者・音声言語障害者の方や、来庁が困難な肢体不自由の方からの福祉サービス利用や生活に関する相談を受けるため、Eメールによる相談を受けています。
神奈川県聴覚障害者福祉センター 藤沢市藤沢933-2 電話0466-27-1911 FAX 0466-27-1225	聴覚障害者の社会的自立を促進するため、社会適応訓練、字幕・手話入りビデオソフトの貸し出し、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行います。 (要予約)
電話リレーサービス ◆スマートフォン等にアプリをダウンロードし、事前登録 ◆HP https://www.nftrs.or.jp	日本財団では、聴覚や発話に障害ある人と聞こえる人の会話を手話または文字で通訳するサービスを実施しています。

(7) 視覚障害者に関するここと

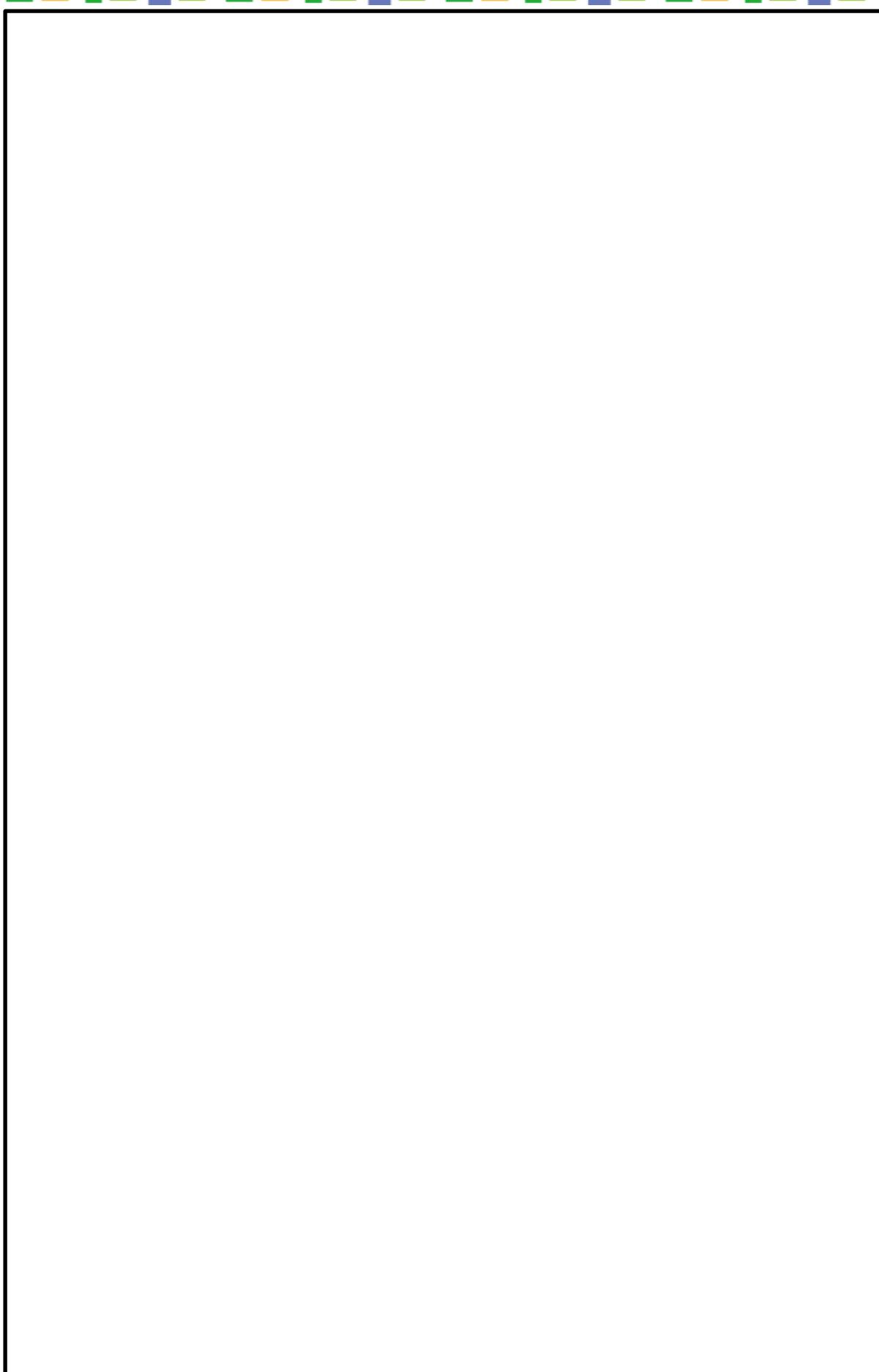
相談窓口	内 容
声の広報・点字広報・ 拡大版広報 広報広聴課 (82-5117)	視覚障害者を対象に音声・点字・拡大版による市広報を発行しています。
録音図書の貸出し、対面朗 読など 図書館 (81-7012)	<p>◆ 録音図書（デイジー）の貸出し 点字の利用や、本のページをめくることが難しい方を対象に、図書などをCDに録音した資料（デイジー）を貸出しています。専用機器（プレクストーク）のほか、MP3の機能を備えたCDプレーヤーやパソコンでも聞くことができます。</p> <p>◆ 対面朗読 視覚に障害がある方などに対し、希望の本を音読するサービスです。 図書館の本や新聞、雑誌などを音訳者が対面で朗読します。</p> <p>◆ 録音図書（デイジー）の利用、対面朗読については、障害者等サービス利用登録が必要です。秦野市在住、在勤もしくは在学の方で、次のいずれかの要件を満たす方が登録できます。貸出可能数、申し込み方法などについては、図書館へお問い合わせください。</p> <p>◎ 視覚障害者手帳の交付を受けている方 ◎ 体が不自由（識字障害などを含む）なため、一般の出版物のままの利用が著しく困難な方</p> <p>◆ 点字本や大活字本は、通常の図書館カードで利用いただけます。</p> <p>◆ 本を拡大し、画面に映して読むことができる拡大読書機があります。利用希望の方は、図書館カウンターでお申し付けください。</p> <p>◆ 電子書籍サービス（音声読み上げ機能つき） ご自分のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを通して、「秦野市電子図書館」へアクセスし、音声読み上げ機能つきの電子書籍をご利用いただけます。</p>

	◎図書館の利用者登録（図書館カードの取得）が必要です。ご利用希望の方は図書館へお取合せ下さい。
神奈川県ライトセンター 横浜市旭区二俣川1-80-2 電話045-364-0023 FAX045-364-0027	視覚障がい者を対象に、点字・録音等による情報・資料の提供、点字・録音図書の貸し出し、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行います。（要電話予約）

(8) 携帯電話による緊急時情報

相談窓口	内 容
災害用伝言ダイヤル 「171、Web171」	NTT東日本、NTTドコモ、au、ソフトバンク等の通信各社では、大規模災害時に携帯電話で安否確認をやり取りできる災害用伝言サービスを行っています。 各社のサービスの紹介と利用方法についてはそれぞれのホームページをご覧ください。
緊急情報メール配信 システム 防災課 (82-9621)	市民の安全、安心を確保するため、携帯電話などのメール機能を利用し、災害の情報や避難所の開設情報など、状況に合った情報を配信します。 なお、情報を受信するには登録が必要です。 《登録方法》 下記のメールアドレスに空メール（件名、本文なし）を送信します。 ◆メールアドレス bousai.hadano-city@raiden3.ktaiwork.jp ◆QRコード（全キャリア対応）  空メールを送ると 「hadano-city@raiden3.ktaiwork.jp」から、登録確認用の自動返信メール（件名：秦野市緊急情報メール配信システム本登録のお願い。）が送信されますので、それに従い手続きをしてください。 また、市ホームページや防災課への問い合わせなどからも、登録ができます。

メモ欄



A large, empty rectangular area enclosed in a thick black border, intended for handwritten or typed notes.

2 各障害者手帳の交付



«このガイドブックに記載されているさまざまな制度を利用するためには必要な手帳です»

(I) 身体障害者手帳の交付・変更

◆対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害のある方

◆内 容 障害の程度によって1級から6級まで区分されます。

◆必要書類 ア 身体障害者診断書・意見書

（所定の様式による・指定の医師によるもの）

※原則として、作成日より申請日までが6ヶ月以内のもの

イ 写真（たて4cm×よこ3cm）

ウ マイナンバーに関する必要書類

◆現在身体障害者手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名 称	内 容	必要書類
ア 等級変更	障害の程度が変わった場合	診断書・写真・手帳 ※1
イ 障害名追加	別の障害が加わった場合	診断書・写真・手帳 ※1
ウ 再認定	必要に応じて期限が定められている場合	診断書・写真・手帳 ※1
エ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真 ※1
オ 変更届	居住地・氏名・保護者（15歳未満）の変更	手帳 ※1 ※2
カ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳

※1 対象者のマイナンバーに関する必要書類は共通です。

※2 カード型手帳の氏名・保護者の変更には、写真が必要です。

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。）

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1両上肢の機能を全廃したもの 2両上肢を手関節以上で欠くもの	1両下肢の機能を全廃したもの 2両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度（I／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／ニ視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1両上肢の機能の著しい障害 2両上肢のすべての指を欠くもの 3一上肢の上腕の2分の1以上を欠くもの 4一上肢の機能を全廃したもの	1両下肢の機能の著しい障害 2両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3一上肢の機能の著しい障害 4一上肢のすべての指を欠くもの 5一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3一下肢の機能を全廃したもの
4級	1視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3両眼開放視認点数が70点以下のもの	1両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1両上肢のおや指を欠くもの 2両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1両下肢のすべての指を欠くもの 2両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4一下肢の機能の著しい障害 5一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して、10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点を超えてから100点以下のもの 5両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3一上肢のおや指を欠くもの 4一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3一下肢が健側に比して、5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2一侧耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1一上肢のおや指の機能の著しい障害 2ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1一下肢のリストラン関節以上で欠くもの 2一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1一上肢の機能の軽度の障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3一上肢の手指の機能の軽度の障害 4ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の軽度の障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4一下肢のすべての指を欠くもの 5一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して、3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの

自 由		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							種 別	
体 幹	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	肝臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
	上肢機能									
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	
1 体幹機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの			肝臓機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	
体幹機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							4 級	
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るものの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							5 級	
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							6 級	
									7 級	
1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、六級とします。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができます。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については、指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。 8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。										
									備 考	

(2) 療育手帳の交付・変更

◆対象者 県内の児童相談所（18歳未満）又は総合療育相談センター（18歳以上）において知的障害と判定された方

◆内容 障害の程度によってA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分されます。

◆必要書類 ア 写真（たて4cm×よこ3cm）
※18歳以上の方については、担当ケースワーカーが面接を行います。

イ マイナンバーに関する必要書類

◆現在療育手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名 称	内 容	必要書類
ア 再判定	再判定の期日になった場合 ※再判定年月を経過した手帳は無効になります。	写真 ※1 手帳
イ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真 ※1 手帳（紛失の場合は不要）
ウ 変更届	居住地・氏名・保護者の変更	手帳 ※1 ※2
エ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳 ※1

※1 マイナンバーに関する必要書類は共通です。

※2 カード型手帳の氏名・保護者の変更には、写真が必要です。

◆療育手帳判定基準

障害程度		判 定 の 基 準
最重度	A1	ア 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。 イ 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重 度	A2	ア 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 イ 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中 度	B1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽 度	B2	ア 指数がおおむね51以上のもの。 イ 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

※旅客運賃割引の第1種とはA1・A2、第2種とはB1・B2

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付・変更

◆対象者 精神障害と診断され、長期にわたり生活の制約がある方

◆内 容 障害の程度によって1級から3級まで区分されます。
有効期間は2年間です。有効期限の3カ月前から更新手続きができます。

◆必要書類 ア 診断書（所定の様式、初診日から6ヶ月を経過したもの）
※障害年金・特別障害給付金を受給している方は、診断書に代えて年金証書の写し又は特別障害給付金受給資格者証の写し及び直近の年金振込通知の写しでも申請できます。
イ 写真（たて4cm×よこ3cm）
ウ マイナンバーに関する必要書類

◆精神障害者保健福祉手帳の障害等級

等級	内 容
1級	日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者
2級	日常生活に著しい制限を受ける者又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする者
3級	日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする者

◆現在手帳を持っている方で次に該当する場合は、手続きをしてください。

名 称	内 容	必要書類
ア 更新	有効期限が近づいた場合（有効期限の3カ月前から手続きができます）	手帳・写真・診断書 又は年金証書等 ※1
イ 再交付	手帳を紛失又は破損した場合	写真 ※1
ウ 変更届	居住地・氏名・保護者の変更	手帳 ※1
エ 返還届	障害者が死亡した場合	手帳 ※1

※1 マイナンバーに関する必要書類は共通です。

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

3 医療

(I) 自立支援医療の給付（更生医療・育成医療・精神通院）

医療費の自己負担を軽減します。原則として費用の1割を負担していただきます。（所得に応じた負担上限あり）現在本制度をお使いの方で、住所、氏名、通院先、保険の種類に変更があった場合及び生活保護の開始・廃止があった場合は、変更手続きが必要です。

◆窓 口 障害福祉課 (82-7616)

ア 更生医療（毎年更新が必要）

◆対象者 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方が、治療することによって障害の程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まることが期待できる場合。

◆医療の範囲（例）

視覚障害	水晶体摘出手術、網膜剥離手術等
聴覚障害	穿孔閉鎖術等
言語障害	形成術、薬物・暗示療法による療法等
肢体不自由	人工関節置換術、切断端形成術等
内部障害	人工透析（じん臓機能障害）、中心静脈栄養法（小腸機能障害）、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法（心臓機能障害）、肝臓移植後の抗免疫療法（肝臓機能障害）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等

◆必要書類 医療保険の資格が確認できる書類、医師の意見書（所定の様式による）、身体障害者手帳、住民税課税証明書（省略できる場合があります）、障害・遺族年金の振込通知等（非課税世帯の場合のみ）、通院する医療機関と薬局の名称・住所がわかるもの、特定疾病療養受療証（人工透析のみ）

イ 育成医療（毎年更新が必要）

◆対象者 18歳未満で次の身体上の障害がある方が、指定医療機関でその障害を除去または軽減するために治療を受け、確実な治療効果が期待できる場合。ただし、所得が一定以上の世帯については、給付対象となる場合があります。

肢体不自由
視覚障害
聴覚、平衡機能障害
音声言語、そしゃく機能障害
心臓、じん臓（人工透析療法についても対象）、呼吸器、ぼうこう・

直腸、小腸（中心静脈栄養法についても対象）、又は肝臓機能障害、 また、これらを除く先天性の内臓機能障害
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

- ◆必要書類 医療保険の資格が確認できる書類、医師の意見書（所定の様式による）、住民税課税証明書（省略できる場合があります）、マイナンバーに関する必要書類

ウ 精神通院（毎年更新が必要）

- ◆対象者 精神科に通院されている方

- ◆必要書類 医療保険の資格が確認できる書類、医師の診断書（所定の様式による、更新の場合は2年に1度の提出）、障害年金の振込通知等（非課税世帯の場合のみ）、通院する医療機関と薬局の名称・住所がわかるもの、受給者証（新規申請の場合を除く）、マイナンバーに関する必要書類

(2) 重度障害者医療費の助成

重度の身体・知的・精神障害者が診療を受ける場合、医療保険対象の自己負担分*（入院時の食事代等は除く）について助成します。県外医療機関での受診等、医療証が使えない場合は、一旦自己負担分をお支払い後、償還払いの申請をしてください。ただし、所得が一定の額を超える場合は、助成できません。

*後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品で、先発医薬品の処方を希望される場合、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当の費用は自己負担となります。

- ◆対象者 当初手帳取得時65歳未満であり以下のア～オのいずれかに該当する方

- ア 身体障害者手帳1級・2級
- イ 知能指数35以下
- ウ 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下
- エ 筋ジストロフィーによって身体障害者手帳の交付を受けている
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級

- ◆必要書類 障害者手帳、医療保険の資格が確認できる書類、本人名義の預金通帳、マイナンバーに関する必要書類

- ◆償還払い 福祉医療証、医療保険の資格が確認できる書類、本人名義の預金通帳領収書（原本必須、回収。コピーは不可）
高額療養費・付加給付金支給決定通知書（該当する場合のみ）

- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(3) 精神障害者入院医療援護金制度

月の初日から末日まで入院した場合で、世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が87,000円以下の方に月額10,000円が支給されます。

ただし、医療費の自己負担額が月額10,000円以上の場合のみとなります。

◆窓 口 各病院または神奈川県がん・疾病対策課 (045-210-4727)

(4) 後期高齢者医療（早期加入制度）

65歳から74歳の方で障害基礎年金1級及び2級の国民年金証書、身体障害者手帳1級～3級又は4級の1部（音声機能又は言語機能の著しい障害、下肢障害の1号・3号・4号該当者）療育手帳のA1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級のお持ちの方は、後期高齢者医療制度へ申出により加入することができます。

◆窓 口 国保年金課 (82-5491)

(5) 指定難病及び特定疾患対象者の医療費助成

指定難病及び特定疾患対象者が、保険証を使って病院、診療所、薬局などで診療、薬剤の支給などを受けた場合に支払う保険対象の自己負担分の一部を助成します。

◆窓 口 平塚保健福祉事務所秦野センター (82-1428)

(6) ひとり親家庭等医療費助成

父又は母が死亡した児童、父母が離婚した等の事由により18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養護している場合、父又は母等の申請者と児童を対象に保険診療の自己負担分について助成します。ただし、他の医療助成を受けている場合や所得が一定額を超える場合は対象になりません。

◆窓 口 こども政策課 (82-9607)

4 福祉サービス

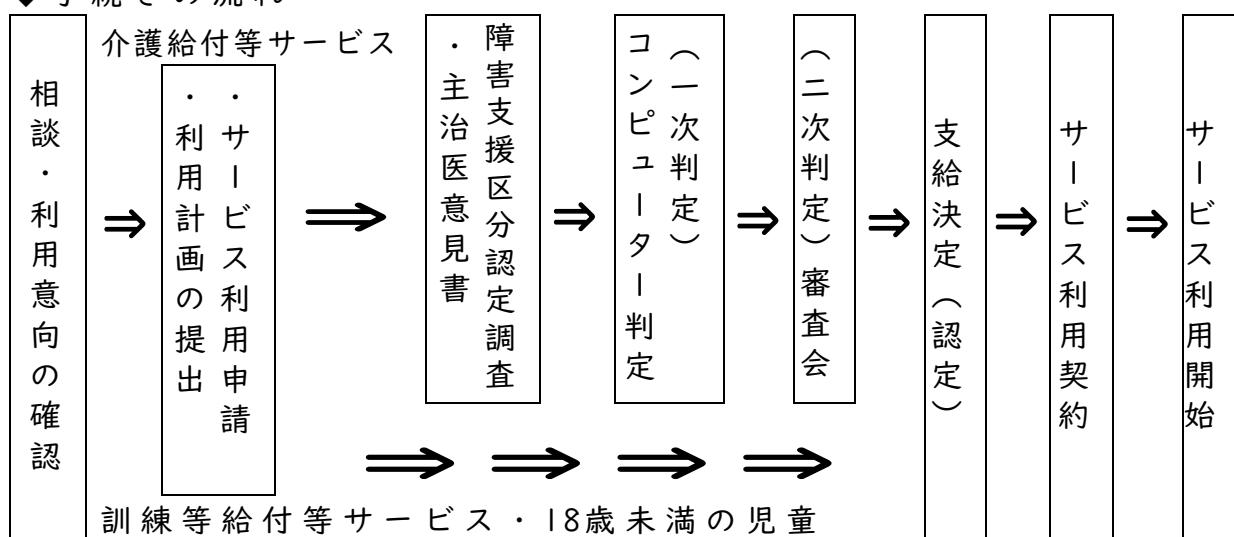
(1) 障害福祉サービス

障害のある方が、自立支援を目的にサービスを選択し、利用する制度です。詳細は窓口でご相談ください。

◆対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者（366疾病）サービスの必要な方

※介護保険サービス給付対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

◆手続きの流れ



◆利用者負担 原則として利用したサービス費用の1割と、施設等を利用している方は、食費や光熱水費などの実費を負担していただきますが、所得の低い方等には、さまざまな軽減措置があります。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

◆ 障害福祉サービス等一覧

サービスの種類		内 容
介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
その他	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	通所・日中活動系サービス	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労選択支援	就労やその継続を希望する人が、自分に合ったサービス事業所や一般就労を選択できるように短期間の作業等を通じて、その人の適性や能力の評価や必要な配慮を整理し、必要な支援を行います。
就労移行支援	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
その他	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
居住系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するためには必要なサービス等利用計画の作成をサポートします。相談による不安解消、サービス利用のアドバイス、事業者との連絡調整を行います。
所障害給付児童費通	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援等を行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

(2) 日中一時支援事業（日中預かり事業）

介護者等の一時的な休息と障害児者の日中活動の場の提供を行います。

◆対象者 ア 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、もしくは難病患者

イ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方

ウ 高次脳機能障害等の診断を受けた方で一時的に見守り等の支援が必要であり、サービスの必要性が認められる方

◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。

利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。

支給決定後、市へ登録している事業者と契約しサービスを利用します。

◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(3) 移動支援事業（ガイドヘルパー）

外出が困難な方に対して移動の支援を行います。

◆対象者 ア 身体障害者手帳1級及び2級の両上肢、両下肢及び体幹障害者並びに両上肢及び両下肢障害者

イ 身体障害者手帳1級から3級までの視覚障害者

ウ 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

エ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方

オ 高次脳機能障害等の診断を受けた方で単独での外出が困難であり、サービスの必要性が認められる方

◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。

利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。

支給決定後、市へ登録している事業者と契約しサービスを利用します。

◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(4) 訪問入浴事業

家庭や施設での入浴が困難な方に、保清や介護者の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。

※介護保険サービス給付対象となる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

◆対象者 重度の身体障害児・者または難病患者のうち、家庭に備えつけの風呂では入浴が困難な方で、医師から入浴が可能であると認められた方

◆手続き サービスを受けるには、事前に市に申請をしてください。
利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。
支給決定後、市へ登録している事業者と契約しサービスを利用します。

◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(5) 地域活動支援センター（I型・III型）

創作活動や社会参加の機会の提供等を行います。

ア ぱれっと・はだの（秦野市地域生活支援センター）

◆対象者 原則、秦野市に住民票のある精神障害者等（※）

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療（精神通院）を受けている方、その他診断書等で確認ができる方

◆内容

- ◎ フリースペース（創作活動、ゲーム、園芸活動、健康相談、外出、セルフケア、その季節に応じたイベント等のプログラムも実施しています。）
- ◎ ピア相談会（所定の学習会に参加したピアサポーターたちが、自身の経験を活かし同じ悩みを持つ方や家族の相談を受け付けます。）

◆利用できる日

- ◎ フリースペース 月曜～土曜（※年末年始・祝日を除く）
13:00～17:30
- ◎ ピア相談会 每月第2火曜日（※祝日を除く）
13:30及び14:30からの各50分 （要事前予約）

◆手続き フリースペースの利用は、見学の後、ぱれっと・はだので利用者登録をしてください。また、利用については、精神科の主治医に参加の許可を得てください。

◆利用者負担 無料（※プログラム内容によって、材料費等の自己負担がある場合もあります。）

◆窓 口 ぱれっと・はだの（80-3294）月曜～土曜 9:30～17:30

イ 地域活動支援センターひまわり

◆対象者 ア 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
イ 児童相談所、総合療育相談センターで知的障害の判定を受けた方

◆内 容 作業訓練、創作活動、余暇活動等

◆手続き サービスを受けるには、事前に担当へ申請をしてください。
利用計画の聞き取りを行い、必要性を考慮し、支給決定を行います。
支給決定後、市へ登録している事業者と契約しサービスを利用します。

◆利用者負担 原則、1割が自己負担となります。

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(6) 手話通訳者等の派遣

聴覚障害者等が、社会生活上、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

◆窓 口 障害福祉課（電話82-7616 FAX82-8020）

(7) ふれ愛サービス・ハートフルサービス

介護保険や障害ヘルパーの対象外の人や、産後1年以内の子育て家庭などに食事作りや居宅の清掃などの家事援助サービスを行います。

◆対象者 高齢、障害、疾病の方、産後（1年以内）の方

◆利用料 秦野市社会福祉協議会へお問い合わせください。

◆窓 口 秦野市社会福祉協議会（84-7711）

5 用 具

(1) 補装具の交付及び修理 (事前に相談が必要です。)

障害の内容及び程度に応じ、補装具の交付及び修理費の助成が受けられます。原則として、費用の一割を負担していただきます。ただし、障害者及びその家族の所得によっては対象にならない場合があります。詳細は窓口でご相談ください。

障害種別	種 目 (例)
視 覚	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴 覚	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

- ◎ 18歳未満の肢体不自由児の場合は、座位保持いす、起立保持具、排便補助具の交付の助成が受けられます。
- ◎ 電動車いすは、重度の歩行困難者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代償できない方が対象になります。
- ◎ 眼鏡は、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡をいいます。
- ◎ 補聴器は、箱形、耳掛け形、挿耳形をいいます。

◆窓 口 障害福祉課 (82-7616)

(2) 日常生活用具の給付

重度身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等及び小児慢性特定疾患児を対象に、日常生活用具の給付を行っています。ただし、費用の一割を負担していただきます。対象となる器具、障害等が細分化され、また、障害児者及びその家族の所得によっては対象にならない場合がありますので、詳細は窓口でご相談ください。

障害種別	種 目 (例)
肢体不自由	頭部保護帽・歩行補助杖（一本杖のみ）・収尿器・便器 訓練ベッド・体位変換器・特殊便器・特殊尿器・入浴補助用具・入浴担架・移動用リフト・訓練いす・特殊寝台・特殊マット・居宅生活動作補助用具
視 覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー・盲人用時計・点字タイプライター・盲人用体重計・盲人用血圧計・盲人用体温計（音声式）・盲人用電磁調理器・歩行時間延長信号機小型送信機・点字図書・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用活字文書読み上げ装置・視覚障害者用地デジ対応ラジオ

障害種別	種 目 (例)
聴覚・音声 言語	聴覚障害用通信装置・聴覚障害者用屋内信号装置・携帯用会話 補助装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工喉頭
その他	歩行支援用具・透析液加温器・酸素ポンベ車・ネブライザー・ 電気式たん吸引器・火災警報器・ストマ用装具・動脈血中酸素 飽和度測定器(パルスオキシメーター)
知的障害	特殊マット・電磁調理器・火災警報器・頭部保護帽・特殊便器
精神障害	火災警報器・自動消火器

◎人工喉頭は、笛式、電動式をいいます。

◆窓 口 障害福祉課 (82-7616)

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(事前にご相談が必要です。)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴の児童について、聞こえの改善とことばの習得を促進するため、補聴器購入費の助成を行います。

- ◆対象者
- 1 市内に住所を有している18歳未満の児童
 - 2 聴力レベルが原則として30デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない児童
 - 3 補聴器の装用が必要と医師に診断された児童
(医師意見書は指定した医師・様式によるものに限る。)
 - 4 市民税所得割額46万円以上の者がいない世帯に属する児童

◆窓 口 障害福祉課 (82-7616)

(4) 車いすの貸出し

通院や旅行など、外出で車いすを一時的に必要とする方に貸出しを行っています。(自己運搬でお願いします。)

- ◆申込方法 事前に電話連絡等で予約を入れ、貸出日に窓口で申込手続きをしてください。

- ◆費 用 無料(社会福祉事業への募金に協力をお願いしています。)

◆窓 口 秦野市社会福祉協議会 (84-7711)

(5) 緊急通報装置の貸与

緊急な対応が必要な方に緊急通報装置等を貸与します。

- ◆対象者 秦野市に居住している在宅の65歳以上の高齢者および、ひとり暮らし在宅者で身体障害者手帳1・2級の方（年齢不問）
- ◆利用料 ひとり暮らし高齢者登録の有無、固定型・携帯型、所得等に応じて利用料が決まります。高齢介護課にお問い合わせください。
- ◆申 込 担当の地域高齢者支援センター等
※担当がわからない場合は、高齢介護課（82-7394）にお問い合わせください。

6 手当・助成・年金

(1) 特別障害者手当（国手当）

- ◆対象者 20歳以上であって、著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
 - ◎対象かどうかは、提出された診断書により総合的に判断されます。（目安としては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級のうち、2つ以上の障害が重複している方及びそれと同程度以上の障害に該当する方。）
- ◆支給月額 29,590円（支給額は見直しされることがあります。）
- ◆支払方法 2、5、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。
- ◆支給されない場合 ア 所得が一定の額を超える場合
イ 法律で定める施設に入所している場合
ウ 入院が3ヶ月を超える場合
- ◆必要書類 医師の診断書（所定の様式による）※省略できる場合もあります。
本人名義の預金通帳、マイナンバーに関する必要書類
障害者手帳、障害年金・遺族年金受給額がわかるもの
- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(2) 障害児福祉手当（国手当）

- ◆対象者 20歳未満であって、重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする方
 - ◎対象かどうかは、提出された診断書により総合的に判断されます。（目安としては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方及びそれと同程度以上の障害に該当する方。）
- ◆支給月額 16,100円（支給額は見直しされることがあります。）
- ◆支払方法 2、5、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。
- ◆支給されない場合 ア 所得が一定の額を超える場合
イ 法律で定める施設に入所している場合
ウ 障害年金などを受給している場合
- ◆必要書類 医師の診断書（所定の様式による）※省略できる場合もあります。
障害者手帳、本人名義の預金通帳、マイナンバーに関する必要書類
- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(3) 特別児童扶養手当（国手当）

- ◆対象者 20歳未満で重度又は中度以上の障害を持っている児童を監護、養育している父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方
 ◎対象者の可否は、提出された診断書により総合的に判断されます。

< 1級はおおむね次のとおり >

身体障害児	視覚1～2級、聴覚2級 上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～2級 内部障害1級（肝臓のみ1～2級）
知的障害児	療育手帳「A」程度の方
精神障害児	日常生活が不能な程度の方

< 2級はおおむね次のとおり >

身体障害児	視覚3級、聴覚・平衡3級、音声・言語3級 そしゃく3級、上肢3級、下肢3～4級 体幹1～3級、内部障害1～3級
知的障害児	精神能力の全般的発達に高度の遅滞がある方 療養手帳「B1」程度、ただし、知的障害があり、日常生活における身辺の処理にも特に援助が必要な方
精神障害児	日常生活に著しい制限を受ける程度の障害のある方

◆支給月額 1級 56,800円（支給額は見直しされます。）
 2級 37,830円（支給額は見直しされます。）

◆支給方法 4、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。

◆支給されない場合 ア 保護者等の所得が一定の額を超える場合
 イ 児童が児童福祉施設、障害者支援施設等に入所している場合
 ウ 児童が障害を事由とする年金などを受給している場合

◆必要書類 戸籍謄本

世帯全員の住民票（秦野市内に住民票がある場合は省略できます）
 医師の診断書（所定の様式によるもの）
 ※省略できる場合もあります。ご相談ください。
 請求者本人名義の預金通帳
 マイナンバーに関する必要書類

◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(4) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県手当）

日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅重度障害者に支給されます。

◆対象者 手帳取得時年齢、または特別障害者手当・障害児福祉手当を受けた年齢が65歳未満であり、基準日（支給年度の8月1日）時点で、県内に継続して6カ月以上お住まいの、次のアまたはイに該当する方

- ア 次の(ア)(イ)(ウ)のうち2つ以上に該当する方
 - (ア) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方
 - (イ) 療育手帳A1またはA2に相当する判定を受けた方
(療育手帳B1に相当する判定を受け、身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方を含む)
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方
- イ 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方

◆支給年額 60,000円

◆支払方法 1月に銀行などの口座に振り込みます。
 ◎年度途中に支給要件がなくなった場合（転出・死亡等）もその年度分が支給されます。
 ◎年度途中に支給要件（転入・手帳取得等）が発生した場合は、翌年度から支給対象となります。

◆支給されない場合

- ア 前年所得が一定の額を超える場合
- イ 基準日の前日までの1年間（前年8月1日から当年7月31日まで）に、継続して3カ月を超えて、施設や病院に入所・入院している場合

◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(5) 秦野市在宅障害者福祉手当（市手当）

◆対象者 秦野市に住民登録（精神障害者（児）は申請する日において1年以上居住）している在宅の障害者

◆支給年額

身体障害者手帳1級・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳3級・4級で知能指数50以下	35,000円
身体障害者手帳3級・4級 知能指数50以下 精神障害者保健福祉手帳2級 身体障害者手帳5級・6級で知能指数70以下	30,000円
経過的福祉手当又は障害児福祉手当受給者	11,000円

◆支払方法 9、3月に銀行などの口座に振り込みます。

◆支給されない場合

- ア 条例等に定める施設に入所している場合
- イ 秦野市特別支援学校等在学者福祉手当を受給している場合
- ウ 特別障害者手当を受給している場合
- エ 精神科の病院に引き続き6ヶ月以上入院している場合

<精神障害者（児）のみ>

- オ 申請する日において1年以上市内に居住していない場合

◆必要書類 本人名義の預金通帳、障害者手帳

◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(6) 秦野市特別支援学校等在学者福祉手当（市手当）

◆対象者 盲学校、ろう学校又は支援学校に在学している生徒の保護者
ただし、秦野市在宅障害者福祉手当との重複支給はありません。
※毎年4月中に新規及び継続の手続きが必要です。

◆支給年額 小学生以下 54,000円
中学生以上 60,000円

◆支払方法 5、10月に銀行などの口座に振り込みます。

◆必要書類 在学証明書、預金通帳

◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(7) 福祉タクシー利用券

障害者の生活の利便を図るためにタクシー利用券が交付されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳Ⅰ・2級
知的障害者知能指数35以下、または療育手帳AⅠ・A2
精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級
特定医療費（指定難病）医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者
ねたきり高齢者登録者
先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた者
特別障害者手当を受給している者
- ◆交付できない方 ア 自動車燃料費又は施設通所交通費の助成を受けている方
イ 要綱に定める施設に入所している方
ウ 生活保護受給者
- ◆助成額 タクシー利用券（1枚500円）の交付枚数は次のとおりです。

一般の対象者	月4枚（年間48枚）	自動車税又は軽自動車税が減免の場合は半分の枚数
特別障害者手当受給者	月8枚（年間96枚）	
人工透析週3回通院者 (医師の通院証明が必要)	月6枚（年間72枚）	

- ◆必要書類 各障害者手帳、各医療受給者証

- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(8) 障害者自動車燃料費助成

障害者が所有する自動車を自ら運転する場合、その運行にともなう燃料費（揮発油及び軽油の購入費）の一部を助成します。18歳未満は、同居家族の所有及び運転でも対象です。また、自己所有の自動車を自ら乗車するために自動車の改造をしている方も対象です。

- ◆対象者 身体障害者手帳Ⅰ・2級
知的障害者知能指数35以下、または療育手帳AⅠ・A2
精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級
- ◆助成できない方 ア 福祉タクシー利用券の交付を受けている方
イ 施設通所交通費の助成を受けている方
ウ 要綱に定める施設に入所している方
エ 生活保護受給者

- ◆助成額 月額2,000円上限。ただし、自動車税又は軽自動車税が減免の場合は月額1,000円上限。
- ◆必要書類 <認定を受けるとき>
障害者手帳、振込先の預金通帳、運転免許証、自動車車検証（電子検査証の場合は「自動車検査証記録事項」が必要）
<請求するとき>
障害者手帳、購入した物品がわかる領収書（原本）
- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(9) 秦野市障害者施設等通所交通費助成

障害福祉サービス事業所等に通所している方（市内に住所を有する方に限る）に対し、本人分の交通費を助成します。

月を単位として、もっとも経済的な通常の経路及び方法により通所に要する障害者割引後の運賃の額を助成します。ただし月間の運賃は、一ヶ月分の定期券の額を上限とします。

- ◆助成できない方
 - ア 福祉タクシー利用券の交付を受けている方
 - イ 障害者自動車燃料費の助成を受けている方
 - ウ 生活保護受給者
 - エ 施設等が実施する無料送迎を常時利用する方
 - オ 施設等から交通費を支給されている方

- ◆必要書類 本人名義の預金通帳

- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(10) 秦野市障害者グループホーム家賃助成

グループホームに入居している障害者に対し、家賃（本人負担額の半額、上限10,000円）を助成します。

- ◆対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を提供する施設に入居している障害者。ただし、市民税が課税されている方、生活保護受給者の方は対象外です。

- ◆必要書類 本人名義の預金通帳、契約書
重要事項説明書等の家賃額の分かる書類
マイナンバーに関する必要書類

- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）

(11) 障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害者に終身一定額の年金を支給するものです。障害者1人につき2口まで加入できます。

◆加入資格 将来独立自立することが困難な知的障害者、身体障害者（1級～3級）、精神障害者を扶養している保護者で次に該当する方

- ア 住所が県内（横浜市内、川崎市内及び相模原市内を除く）にあること
- イ 65歳未満であること
- ウ 特別の疾病や障害がなく、健康であること

◆掛 金 加入者の年齢により月額9,300円～23,300円

◆年金の給付 加入者が死亡、又は重度の障害を有する状態になったときに障害者に1口につき月額20,000円の年金を支給します。

◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(12) 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当する方で、初診日前日において前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料を納付（免除・猶予期間、学生納付特例期間を含む）された方（特例あり）、また、20歳になる前に初診日がある病気や怪我が原因で、1級又は2級の障害者となった方に支給されます。（支給額は毎年見直しされます。）

◆支給年額 1級 1,039,625円
2級 831,700円

◆窓 口 国保年金課（82-9614）
障害厚生年金の場合は、平塚年金事務所（22-1515）

(13) 介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

◆対象者 「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方

◆窓 口 ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）神奈川支所
(045-471-7401)

7 税 金 等

(I) 国の税金の控除等

ア 所得税（障害者控除）

納税者本人、控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合は、所得税の算定基礎となる所得から一定額が控除されます。なお、年少扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がない場合においてもこの控除は適用されます。

対象者	所得控除額
身体障害者手帳1・2級 重度の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者 40万円（※）
身体障害者手帳3～6級 知的障害者とされた者のうち、重度の知的障害者とされた者以外 精神障害者保健福祉手帳2・3級	一般障害者 27万円
※ 特別障害者が同居の場合は、35万円を加算（75万円）	

イ 相続税（障害者控除）

相続人が85歳未満（注）の障害者である場合、相続税から一定額控除されます。

対象者	税額控除額
身体障害者手帳1・2級 重度の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級	20万円 × 85歳（注）に達するまでの年数
身体障害者手帳3～6級 知的障害者とされた者のうち、重度の知的障害者とされた者以外 精神障害者保健福祉手帳2・3級	10万円 × 85歳（注）に達するまでの年数

ウ 贈与税の非課税

特定障害者が、信託会社などと締結した『特定障害者扶養信託契約』に基づいて信託受益権を取得した場合、信託受益権の価格のうち、一定の金額まで贈与税が課税されません。

対象者	非課税限度額
身体障害者手帳1・2級 重度の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級	6,000万円

対象者	非課税限度額
身体障害者手帳3～6級	
知的障害者とされた者のうち、重度の知的障害者とされた者以外	3,000万円
精神障害者保健福祉手帳2・3級	

※ 上記対象者以外にも年齢65歳以上の者で、一定事由に該当し、市町村長等の認定を受けている場合には対象者となることがあります。

◆窓 口 平塚税務署 (22-1400)
国税相談専用ダイヤル (0570-00-5901)

(2) 市・県の税金の控除等

ア 市民税・県民税（障害者控除）

納税者本人、同一生計配偶者^{※1}及び扶養親族が障害者である場合は、市民税・県民税算定基礎となる所得から一定額が控除されます。なお、年少扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がない場合においてもこの控除は適用されます。

対象者	所得控除額
身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者 30万円 ^{※2}
身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	一般障害者 26万円
※2 特別障害者が同居の場合は、23万円を加算 (53万円)	

※1 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする者（青色事業専従者等を除く。）のうち前年の合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

イ 市民税・県民税の非課税

身体・知的・精神障害者で前年の合計所得金額が135万円以下の方は、市民税・県民税が非課税になります。

◆窓 口 市民税課市民税担当 (82-5130)

(3) 貯金の利子非課税等

ア 少額貯金・少額公債の利子非課税（障害者マル優制度）

身体・知的・精神障害者（児）等が一定の手続きにより預け入れた少額貯金及び一定の手続きにより購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

◆対象者 身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など、一定の要件を満たす「障害者」

◆必要書類 手帳、年金証書などの確認書類

◆窓 口 銀行・証券会社等

※ 詳しくは各金融機関にお問い合わせ下さい。

イ 福祉定期預金

次の年金等の受給者に有利な利率のよい定期預金です。

◆対象者 障害基礎年金などを受給されている方

◆利 率 各金融機関によって利率が異なります。

◆窓 口 各金融機関

（取り扱いのない金融機関もありますので事前にご確認ください。）

※ 詳しくは各金融機関にお問い合わせ下さい。

(4) 自動車等の税金

ア 自動車税種別割の減免（上限45,400円減免）

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車の税金を減免しています。軽自動車を含めて、障害者の方1人につき1台までです。ただし、減免を受けると福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成は半額助成になります。

◆対象となる障害者

障害等	級別等	該当する障害程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚	○	○	○	1種のみ○			
聴 覚		○	○				
平 衡			○		○		
音声又は言語				○※1			
上 肢	○	○					
下 肢	○	○	○	○	○	○	
体 幹	○	○	○		○		
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上 肢	○	○※3				
	移 動	○	○	○	○	○	○
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		○		○	○		
肝臓・免疫（ヒト免疫不全ウイルス）		○	○	○	○		
療育手帳	A1・A2						
精神障害者保健福祉手帳	1級						

※1 音声又は言語（そしゃく機能障害は対象となりません。）

※2 下肢または移動障害の7級については、他の障害と合わせて手帳が交付されている場合に限り、対象となります。

※3 一方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

◎戦傷病者手帳の交付を受けている場合は県税事務所にご確認ください。

◆対象となる自動車（リース車を除く自家用車）

自動車を所有する方	自動車をもっぱら運転する方
障害者本人	障害者本人
障害者と生計を一にする方	障害者本人
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方

◎障害者の方が福祉施設等に入所されている場合は、障害者の方の帰宅や通院等のために日常的（継続的に週1回以上）に使用している自動車が対象になります。

◆必要書類 自動車検査証、運転免許証またはマイナ免許証、障害者手帳

※上記以外の書類が必要になることがあります。詳しくは、県税事務所にご確認ください。

- ◆近隣窓口 平塚県税事務所 (22-2711) ※令和8年1月13日より (45-3150)
 小田原県税事務所 (0465-32-8000)
 厚木県税事務所 (046-224-1111)
 自動車税管理事務所湘南駐在事務所 (54-2011)

イ 軽自動車税（種別割）の減免（全額減免）

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する軽自動車の税金を減免しています。普通自動車を含めて、障害者の方1人につき1台までです。ただし、減免を受けると福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成は半額助成になります。

◆対象となる障害者

4月1日時点で下記の表に該当する方

障害	手帳	該当する障害程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚		○	○	○	1種のみ○		
聴覚			○	○			
平衡				○		○	
音声又は言語				○			
上肢		○	○				
下肢		○	○	○	○	○	○
体幹		○	○	○		○	
脳原性運動機能	上肢	○	○※2				
	移動	○	○	○	○	○	○
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		○		○	○		
肝臓・免疫		○	○	○	○		
知的障害者		療育手帳A1・A2					
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級					

※1

※2

※1 下肢または移動障害の7級については、他の障害と合わせて手帳が交付されている場合に限り、対象となります。

※2 一方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。

※3 戦傷病者手帳の交付者…詳細は市民税課までお問い合わせください。

◆対象となる自動車（リース車を除く自家用車）

自動車を所有する方	自動車をもっぱら運転する方
障害者本人	障害者本人 障害者と生計を一にする方
障害者と生計を一にする方	障害者本人 障害者と生計を一にする方
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方

◎『障害者を常時介護する方』とは、日常的に（継続的に週1回以上）障害者の通院などのために自動車を使用することをいいます。

- ◆手続方法 納税通知書が届いてから納期限（例年5月31日）までに申請手続きをしてください。また、減免を継続して受けるには、毎年申請手続きが必要となります。
- ◆必要書類 納税通知書、自動車検査証、運転者の運転免許証またはマイナ免許証、障害者手帳、納税義務者のマイナンバーに関する必要書類及び印鑑、届出者の本人確認書類
※障害者本人が所有し運転する以外の場合は、上記以外の書類が必要になることがあります。詳しくは、市民税課にご確認ください。
- ◆申請窓口 市民税課税制収納管理担当 (82-5129)

ウ 自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車の自動車税（軽自動車税）環境性能割を課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が3%の場合、税額で9万円）を上限として減免します。障害者の方1人につき1台までです。
対象となる自動車、障害者の範囲は自動車税種別割の減免と同じです。
※軽自動車税環境性能割は市町村税となります。賦課徴収及び減免事務については、当分の間、主たる定置場所在の都道府県が行います。

- ◆近隣窓口 自動車税管理事務所湘南駐在事務所 (54-2011)
平塚県税事務所 (22-2711)
※令和8年1月13日より (45-3150)
小田原県税事務所 (0465-32-8000)
厚木県税事務所 (046-224-1111)

8 公共料金等の割引

(1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

種別	割引乗車券	適用範囲	割引率
第一種	普通乗車券	単独の場合 (片道100kmを超える区間)	5割引
		介護者とともに乗車する場合 (距離制限なし)	本人及び介護者とも5割引
	定期券	12歳以上の障害者が介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者ともに5割引
		12歳未満の障害児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ5割引
	回数券・急行券 (特急券を除く)	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者ともに5割引
第二種	普通乗車券	単独の場合 (片道100kmを超える区間)	5割引
	定期券	12歳未満の障害児が介護者とともに乗車する場合	介護者のみ5割引

※ 介護者は1名です。

- ◆手続き 乗車券購入の際、JRの窓口に手帳を提示

(2) 私鉄・横浜市営地下鉄の運賃割引

JR運賃割引制度にほぼ準じた取扱いがなされています。（横浜市営地下鉄、シーサイドラインには単独利用の場合101km以上の距離制限はありません。）会社により、内容が異なりますので、詳しくは各乗車券販売窓口へお問い合わせください。

- ◆対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

- ◆手続き 乗車券購入の際、各私鉄等の窓口に手帳を提示

(3) 航空旅客運賃の割引

◆対象者 12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者1名まで割引されます。ただし、割引を実施していない航空会社があります。詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

◆窓口 各航空会社カウンター、営業所及び指定代理店

(4) バス運賃の割引

◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

対象	本人	介護者	割引率
12歳未満	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金の半額	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	普通運賃 5割 ・ 定期3割
12歳以上	第1種 手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	手帳、又は運賃割引証を提示して小児料金	
	第2種 手帳を提示して小児料金	割引なし※	

※神奈川中央交通の場合は、第2種の方も介護者の割引制度が適用されることがあります。

(注) 割引制度は各会社によって異なります。

◆運賃割引証 運賃割引証と定期券用の割引証の交付は、障害福祉課(82-7616)にて交付します。手帳をお持ちください。

(5) フェリー運賃の割引

障害者及び介護者の運賃がおおむね5割引されます。詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

(6) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示すると、運賃の10%が割引されます。

(注) 一部適用されない事業者があります。乗車前に運転手にご確認ください。

(7) 有料道路通行料金の割引

下記の対象者は有料道路の通行時に割引となります。（事前に登録が必要です）

対象者の範囲	運転者	対象となる自動車	割引率
第1種（身体・療育）	介護者が運転 (障害者本人が同乗)	※42ページの一覧表 に記載	半額
	障害者本人が運転		
第2種（身体のみ）			

有料道路の割引登録は下記の2つから選択となります

	ETC 利用	特徴
①車両登録なし	×	車両を所有していないなくても登録することができるが、レーン通行時に車両要件の確認をされるため時間がかかる可能性がある
②車両登録及びETC利用登録	○	ETCレーンを通行することができる ※登録証明書が届いたのちにETC利用による割引が適用

※登録できる車両の所有者は本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者ならびに同居の親族に限ります。

※手帳所持数に関わらず、障害者1名に対して1台の登録になります。

※所有者要件の範囲内であれば、1つの車両に対して複数の障害者が申請することもできます。

【対象外の自動車】 営業用及び法人名義の自動車、定員11名以上の自動車、後部座席のない定員3名以下の貨物自動車

- ◆必要書類
 - 1 身体障害者手帳・療育手帳（複数お持ちの場合は両方）
 - 2 自動車車検証（電子検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」が必要です。）または軽自動車届出済証
※車両登録をしない場合は不要
 - 3 運転免許証（身体障害者手帳所持で第2種の方のみ）
- <ETCレーンを利用する場合>
 - 4 障害者本人名義のETCカード（ただし障害者が18歳未満の場合は、親権者名義も可）
 - 5 ETC車載器セットアップ証明書もしくは申込書（申込書は処理欄へ記載があるものが必要です）

※申請時、手帳に証明シールを貼付致します。

※車両およびETCカード・車載器の変更があった場合は届出をしてください。

◆割引方法 【E T C未利用】

有人料金所にて割引証明シールが貼られた部分を係員に提示

【E T C利用】

登録車両及び登録E T CカードにてE T Cレーンを通過
(手帳は必ず携帯してください)

◆有効期限 【新規・変更】

原則として申請した日から数えて2回目の誕生日まで

【更新】

有効期限の2か月前より申請可能、有効期限は原則2年間延長
(有効期限当日以降は新規申請になります。)

◆手続き窓口 障害福祉課 (82-7616)

◆問合せ先 【車種・所有者要件】 NEXCO中日本 (03-5776-5600)

【E T Cに関すること】 有料道路E T C登録係 (045-477-1233)

※有料道路の通行時に割引の対象となる自動車一覧

自動車の区分	適用期間		
	事前申請において登録できる自動車（注1）	事前申請において登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車 自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。	○（注2）	○	○
貨物自動車 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台に仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。	○（注2）	○	○
特種用途自動車 自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されているもので、「車体の形状」欄に「車いす移動者（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャッシング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。	○（注2）	○	○
二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの。	○（注2）	○	○
レンタカー 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
借用自動車 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー（注3） 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているもの。	×	×	○
福祉有償運送 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車。	×	×	○

(注1) E T C利用申請するためには自動車の事前登録が必要です。

(注2) 所有者の氏名が次に記載する名義のものに限ります。

本人運転：本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。

介護運転：上記の他、上記の方が所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方

(注3) ETCカードを車載機から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し出、利用できるかを確認した上でご乗車ください。

(8) 青い鳥郵便葉書

日本郵便(株)では、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体・知的障害者で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書（無地・インクジェット紙又はくぼみ入り）を入れて無料で配布しています。

詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

◆対象者 身体障害者手帳Ⅰ・2級、療育手帳AⅠ・A2

◆配布枚数 20枚

◆受付期間 4月1日から5月31日まで
(それぞれ当日が土日又は休日にあたる場合は、翌営業日が対象)

◆配付期間 4月20日から5月31日まで
(それぞれ当日が土日又は休日にあたる場合は、翌営業日が対象)

◆受付窓口 秦野郵便局 (0570-098-815 ナビダイヤル)
※お近くの郵便局でもお申込みできます。

(9) NHK放送受信料の減免

対象の方は次のとおり減免されます。

	半額免除 【障害者の方が世帯主でNHK契約者】	全額免除 【障害者の方がいる世帯】
身体障害者	・視覚障害者又は聴覚障害者 ・重度の身体障害者（Ⅰ級、Ⅱ級）	世帯構成員全員が 市民税非課税
知的障害者	・重度の知的障害者（AⅠ・A2）	
精神障害者	・重度の精神障害者（Ⅰ級）	

◆必要書類 1 手帳（身体・療育・精神）

2 印鑑

3 課税・非課税証明書（秦野市に所得の申告がない場合）

◆申請窓口 障害福祉課 (82-7616)

◆問合せ先 NHK横浜放送局 経営管理企画センター
045-212-2661 受付時間 10:00~17:00

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(10) 上下水道基本料金の減免

対象の方は次のとおり減免されます。

	対象となる障害者	対象となる要件	減免額
身体障害者	I級、2級	・障害者本人と使用者が同一住所であること ・同一住所全員の市民税所得割が非課税であること ・生活保護を受給していないこと	水道基本料金及び下水道使用料（月額上限あり）が減免
知的障害者	A1、A2		
精神障害者	I級、2級		
重複障害者	身体障害者手帳3級で療育手帳B1		

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(11) 携帯電話の基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を携帯電話契約時に提示すると、基本使用料等が割引されます。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

(12) 104番料金（電話番号案内料）の免除（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な障害者を対象に番号案内を無料で提供しています。

障害者の範囲		程度
身体障害者手帳	視覚	I~6級
	上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	I・2級
	聴覚	2~4級・6級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能	3・4級
療育手帳		A1~B2
精神障害者保健福祉手帳		I~3級
戦傷病者手帳	視力の障がい	特別項症~第6項症
	上肢の障がい	特別項症~第2項症
	聴覚障害	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1、第2、第4項症

なお、有料の番号案内（104番）は2026年3月31日をもって終了となります。上述の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。

番号案内（104番）終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

◆窓口 NTT東日本ふれあい案内事務局

電話 0120-104174 FAX 0120-104134

※ 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00

祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く

※ FAXによるお問合せ等の注意事項

- ・ FAXによるお問合せへの回答はFAXで行いますので、FAXが受信できる方のみの対応となります。
- ・ 申込書、障害者手帳等については、FAXでお送りいただいたても受付できません。

月曜～金曜 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

(13) 福祉電話機器

さまざまな機能を搭載した福祉電話機器を、利用することができます。

◆窓口 NTT東日本（116、0120-506116）

9:00～17:00（年末年始を除く）

(14) 県立・市立文化施設などの入場料等の減免

次の県立・市立文化施設は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すれば入場料又は駐車料金が減免されます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

県立文化施設名	所在地
県立神奈川近代文学館	横浜市中区山手町110
県立金沢文庫	横浜市金沢区金沢町142
県立歴史博物館	横浜市中区南仲通5-60
県立近代美術館 葉山館	葉山町一色2208-1
県立近代美術館 鎌倉別館	鎌倉市雪ノ下2-8-1
日比谷花壇大船フラワーセンター	鎌倉市岡本1018
県立花と緑のふれあいセンター花菜ガーデン	平塚市寺田縄496-1
県立生命の星・地球博物館	小田原市入生田499
県立秦野戸川公園駐車場	秦野市堀山下1513
県立図書館駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2
県立青少年センター駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-1
県立音楽堂駐車場	横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

市立文化施設名	所在地
宮永岳彦記念美術館	鶴巻北3-1-2
NITTANパークおおね（おおね公園）温水プール・トレーニングルーム	鶴巻940
中野健康センタートレーニングルーム	上大槻190
カルチャーパーク内プール	平沢148
メタックス体育館はだの（秦野市総合体育館）トレーニングルーム	平沢101-1
はだの丹沢クライミングパーク	戸川1398
※県外・市外の施設でも割引制度等が設けられていることがありますので、各施設等にお問い合わせ下さい。	

9 各種資金の貸付



(1) 生活福祉資金の貸付

他からの借入れが困難な低所得世帯や障害者世帯に対し、世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行っています。なお、資金ごとに条件、貸付額、返済回数などが定められていますので、詳しくは秦野市社会福祉協議会（84-7711）へお問い合わせください。

◎ 相談内容や計画が適当でない場合は、貸付できないことがあります。

(2) 視覚障害者技能習得援助資金の貸付

中途失明等により、あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を、学ぶ視覚障害者が盲学校高等部等で技能を習得する場合に無利子で貸付を受けることができます。

◆貸付限度額 月額46,000円(無利息)

◆貸付期間 在学期間（3年が限度）

◆返済期間 10年

ただし、法律に基づくあんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許証のいずれかの交付を受けた方は、以後の返済を免除。

◆窓 口 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

(TEL 045-633-5410 FAX 045-633-5412)

◎盲学校等を経由して、お申し込みください。

(3) 交通遺児等生活育成資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられた、又は重い後遺障害を残すこととなった生活困窮家庭の中学校卒業までの児童を対象に、生活育成資金の無利子貸付を行っています。

◆対象者 保護者が亡くなられた、又は重い後遺障害を残すこととなった生活困窮家庭

◆窓 口 ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）神奈川支所
(045-471-7401)

10 自動車

(1) 自動車改造費補助

自ら所有し、かつ、運転する自動車のハンドル・アクセル等の一部を運転免許証の条件として改造する場合の改造費の一部（10万円まで）を助成します。ただし、世帯の所得により助成できない場合があります。

- ◆必要書類 運転免許証、見積書、車検証、改造部品カタログ
- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）※事前に御相談ください。

(2) 自動車運転免許証取得費用の補助

身体障害者が運転免許証を取得する場合、技能教習の要した経費の3分の2（10万円まで）を助成します。

障害	手帳						該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
上肢	○											
下肢	○	○	○	○								
体幹	○	○	○									
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	○			○	○							
肝臓・免疫	○	○	○	○								
聴覚			○									

- ◆必要書類 身体障害者手帳
- ◆窓口 障害福祉課（82-7616）※事前に御相談ください。

(3) 駐車禁止除外指定車の指定

身体・知的・精神障害者が使用中（同乗している場合）の自動車は、公安委員会から『駐車禁止除外標章』の交付を受け、標章を車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲示した場合、駐車禁止区域（法定禁止区域を除く）でも交通の妨げにならない限り駐車できるようになります。

障害	手帳				該当する障害程度			
	1級	2級	3級	4級	1種のみ○			
視覚	○	○	○					
聴覚		○	○					
平衡			○					
自由肢体力不	上肢	○	1種のみ○					
	下肢	○	○	○				
	体幹	○	○	○				

乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢	○	○		
		-上肢のみに運動機能障害がある場合を除く			
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	移動	○	○		
肝臓・免役		○	○	○	
知的障害者		療育手帳A1・A2			
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級、かつ 自立支援医療費の支給を受けている者			

◆窓口 秦野警察署 (83-0110)

(4) 高齢運転者等専用駐車区間制度

公安委員会から『専用場所駐車標章』の交付を受け、駐車をしている間、車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に標章を掲示した場合、『高齢運転者等専用駐車区間』と指定された場所に駐車できます。ただし、交付を受けた本人の運転で、登録されている車両を使用する場合に限ります。

◆対象者 聴覚障害者又は、肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付されている方



◆窓口 秦野警察署 (83-0110)

(5) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキングパーミット制度)

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度とは、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

◆対象者

無期限利用証	有期限利用証
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護1以上の方	妊産婦、けが人等の方

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

◆電子申請 神奈川県地域福祉課 (045-210-4804)

電子申請の案内ページは、右の二次元コードです。



(6) 安全運転相談

安全運転相談は、病気、身体の障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続、運転免許の返納等に関して、本人またはそのご家族からの相談窓口です。

※ 必要書類は事前にお問い合わせください。

◆受付（祝日・年末年始を除く）

①運転免許の取得を希望する方

- ・月曜～金曜 9:30～11:00、14:00～16:00
- ・毎月第3日曜 8:30～11:00、13:00～15:00

②運転免許をお持ちの方

- ・月曜～金曜 9:30～11:00、14:00～16:00

◆窓口 神奈川県警察運転免許センター2階 安全運転相談窓口

◆所在地 横浜市旭区中尾1-1-1

◆電話 045-365-3111（代）

045-363-7816（聴覚障がい者専用FAX）

※ 聴覚障がい者専用FAXは、24時間（自動受信）できますが、回答については、土曜、日曜、祝日、休日及び年末年始の休日を除く平日に限らせていただきます。また、内容によっては、多少、お時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

◆相談ダイヤル受付

安全運転相談ダイヤル #8080

※ このダイヤルは発信場所を所轄する都道府県の安全運転相談窓口につながる全国統一の電話番号です。

月曜～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

(7) ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）

健康な方はもちろんのこと、歩行困難な方や車いす使用者等、誰もが利用しやすいみんなにやさしい新しいタクシー車両です。ご利用の際は、事前に各タクシー会社にお問い合わせください。

◆窓口 各タクシー会社

(8) 福祉タクシー

歩行困難な方の足となってお手伝いします。ご利用の際は、各タクシー会社にお問い合わせください。



- ◎ ベッド、車いすのままゆったりとらくらく乗車できます。
- ◎ 介護職員初任者研修等の資格を持ったドライバーが対応します。（要相談）
- ◎ 通院、入退院、買い物などにご利用ください。

◆窓 口 各タクシー会社

(9) 福祉車両の貸出し

外出困難な方とその家族の負担軽減のために、車いすのまま乗車でき、通院や買い物などに利用できる車両（2台）を貸出します。

- ◆対象者 高齢・障害・疾病等により移動に介助を要する方
(主に車いすで移動する方で、一般の交通機関のご利用が困難な方)
- ◆貸出期間 1か月につき最長5日間まで
- ◆費用 無料（社会福祉事業への募金に協力をお願いしています。）
 - ※ 燃料・有料道路代・駐車料金等は自己負担になります。
 - ※ 燃料は満タンでお貸しいたしますので、利用分の燃料を補充してお返しください。
 - ※ 事故等により福祉車両を損傷した場合は原則として、運転者の加入している保険で補償（保険未加入者は3万円を限度に自己負担）していただきますのでご了承ください。
- ◆申込方法 利用する2か月前から仮予約受付（電話可）
貸出日の3営業日前までに、窓口で申請手続きをしてください。
(申請時に免許証のコピーを取らせていただきます。)
- ◆窓 口 秦野市社会福祉協議会（84-7711）

II 住宅等（改良・融資・入居）

(1) 住宅設備改良費の補助

次のとおり助成されます。

内 容	障害者の範囲	助成額	所得制限あり
玄関・台所 浴室・トイレ 廊下等の改造	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 身体障害者手帳3級で知能指数50以下	改良工事に要する費用又は限度額80万円のうちいずれか低い金額	
天井走行式移動リフトの設置	下肢・体幹機能障害1・2級で移動が困難な者 (18歳~65歳未満)	機器の販売価格又は限度額100万円のうちいずれか低い金額	
環境制御装置の設置	四肢機能障害1・2級 (18歳以上)	機器の販売価格又は限度額60万円のうちいずれか低い金額	

- ◎ 住宅設備改良工事は原則として1回だけです。
- ◎ 工事後の申請は受け付けません。必ず着工前に申請してください。
- ◎ 新築の場合は助成できません。
- ◎ 障害の状況を補完・軽減する目的の工事が対象です。
(診断書等の提出を求める場合があります。)

※ 介護保険受給者の場合は、介護保険制度が優先されます。

※ 障害の状況により助成できない場合があります。

◆窓 口 障害福祉課 (82-7616) 事前に御相談ください。

(2) UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込む際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

- ◆対象者 ア 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上(1~4級)の障害のある方。
イ 下記のいずれかに該当する方。
 - ① 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。
 - ② 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

◆窓 口 UR都市機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業開発課
TEL 03-5323-3560



(3) 県営住宅の入居優遇

入居申し込みの際、当選率が一般よりも3倍相当又は5倍相当になります（单身向け住居を除く。）。また、身体障害者向け住宅に申し込みができます。

- ◆対象者 ア 身体障害者手帳 1～4級
 - イ 療育手帳 児童相談所等で重度もしくは中度の知的障害と判定された者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1～3級
 - エ 障害年金受給者 1～3級（知的・精神のみ）
- ◆窓 口 一般社団法人かながわ土地建物保全協会（TEL 045-201-3673）
月曜～金曜 8:30～17:30（祝日を除く。）

(4) 県営住宅家賃の減免

世帯の収入が一定額以下の場合は、次のとおり減免されます。

	家賃の3～6割	家賃の1～6割
身体障害者手帳	1・2級	3・4級
療育手帳	児童相談所等で重度の知的障害と判定された者	児童相談所等で中度の知的障害と判定された者
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級

- ◆窓 口 株式会社東急コミュニティー本厚木サービスセンター
(TEL 046-297-0112)
月曜～金曜 8:30～19:00（祝日を除く）

I 2 市民参加・行事・講習・障害者団体

(1) 郵便等による不在者投票・投票所までの移動支援

ア 選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けることにより、郵便による投票ができます。

障害の部位	対象となる等級
両下肢・体幹・移動機能	I級、2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	I級、3級
肝臓・免疫機能	I級～3級

※上記のいずれかに加え、上肢又は視覚の障害の程度がI級である方は、代理記載による郵便投票の制度が利用できます。

- イ 障害者手帳をお持ちの方は、投票の際にも障害福祉サービス等による移動支援を受けられる場合があります。利用にあたっては、事前に相談、申請が必要ですので、障害福祉課にお問い合わせください。
- ウ 投票所で必要な支援がございましたら、投票所内にあるコミュニケーションボードや、事前に必要な支援内容を記入し、投票所にお持ちいただく投票支援カードを御活用ください。投票支援カードは、市ホームページの選挙のページに掲載しています。

◆ア、ウの窓口 選挙管理委員会事務局 (82-9661)

◆イの窓口 障害福祉課 (82-7616)

(2) 神奈川県障害者スポーツ大会

スポーツ活動を通し、障害者的心身の発達と社会参加の促進を図ります。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(3) 手話（入門・基礎・通訳者養成）講座

市が秦野市聴覚障害者協会へ運営を委託し、聴覚障害者の福祉の向上、手話の普及、通訳者養成を目的として手話講習会を開催しています。

◆窓口 障害福祉課 (82-7616)

(4) 手話・点訳・録音・外出支援・傾聴ボランティア講座

初心者に対して基礎技術の習得を図り、あわせて対象者への理解を深めるため開催しています。

◆窓口 秦野市社会福祉協議会 (84-7711)

(5) ともしひショップ

ともしひショップは、障害者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくためのお店です。

施設名	所在地等	営業日・時間	内容
ともしひショップ ま木	秦野市緑町16-3 秦野市保健福祉センター内 電話84-1188	月・水・木・金 (年末年始・祝日 除く) 11:00～13:00	喫茶・軽食 自主製品販売
ともしひショップ ゆめ散歩	秦野市栄町9-14 さかえちょう公園内 電話73-6031	月～金 (年末年 始・祝日除く) 10:00～18:00	自主製品販売 (パン・工芸品 等)
ともしひショップ にじ散歩	秦野市本町2-7-25 秦野市地域生活支援センタ ー“ぱれっと・はだの”内 電話71-5729	月～金 (年末年 始・祝日除く) 12:00～13:30 (10:13:00)	日替わりラン チ、軽食喫茶

◆窓 口 ぱれっと・はだの (71-5701)

(6) 秦野市身体障害者福祉協会

身体障害者が相互に親睦を深め、福祉の向上のために活動している団体です。社会見学や歩行訓練会等の事業を実施しています。会員入会は随時受け付けています。

◆連絡先 会長 宮本 英子 (82-5895)

(7) 秦野市手をつなぐ育成会

知的障害者（児）の保護者が相互に親睦を深め、福祉の向上のために活動している団体です。施設見学やキャンプ等の事業を実施しています。会員入会は随時受け付けています。

◆連絡先 会長 相原 和枝 (84-2241)

(8) 秦野精神保健福祉家族会のぞみ会

精神障害者の家族が相互に親睦を深め、さまざまな問題や悩みを解決していくために活動している団体です。施設見学や親睦会等の事業を実施しています。

◆連絡先 会長 石川 ひとみ (080-5420-5783)

I 3 各種相談機関

(1) 秦野市役所関係 〒257-8501秦野市桜町1-3-2他 電話0463-82-5111(代表)

相談機関	ダイヤルイン電話番号等	備考
福祉部 障害福祉課 (療育相談員)	0463-82-7616 FAX 82-8020 0463-86-9100	障害者(児)の各種福祉制度・施設入所等の相談 療育相談・ことばの相談室
福祉部 地域共生推進課	0463-82-7392	民生委員・児童委員
地域共生支援センター	0463-38-4479 FAX 85-1301	複合的な福祉の相談
福祉部 高齢介護課	介護保険	介護保険 0463-82-9616 0463-82-5714
	高齢者福祉	高齢者福祉 0463-86-6583
	地域包括ケア	高齢者相談 0463-82-7394
	国民健康保険	国民健康保険 0463-82-9613
福祉部 国保年金課	後期高齢者医療	後期高齢者医療 0463-82-5491
	国民年金	国民年金 0463-82-9614
政策部 広報広聴課	0463-82-5117	声の広報・点字広報・拡大版広報
くらし安心部 防災課	0463-82-9621	緊急情報メール配信システム
総務部 市民税課	税制収納管理	軽自動車税(種別割) 0463-82-5129
	市民税	市民税 0463-82-5130
くらし安心部 戸籍住民課	0463-82-5127	住民票・戸籍謄本
文化スポーツ部 図書館	0463-81-7012	録音図書の貸出し、対面朗読
こども健康部 こども政策課	0463-82-9607	ひとり親家庭等医療費助成制度
こども健康部 こども家庭支援課	0463-82-5273 0463-84-7800	こども相談
選挙管理委員会 事務局	0463-82-9661	郵便による(在宅)不在者投票
教育部 教育指導課 教育研究所(乳幼児教育センター)	0463-84-2786	支援教育・就学相談
	0463-77-1843	
消防本部 情報指令課	0463-63-0119	Net 119・FAX 119

(2) 神奈川県関係

相談機関	所在地	電話番号等	備考
平塚保健福祉事務所秦野センター	〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428 FAX 83-5872	地域保健・精神保健福祉相談・訪問・特定疾患・指定難病
神奈川県がん・疾病対策課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-4727	入院医療援護金制度
秦野警察署	〒257-0056 新町5-5	0463-83-0110 FAX 83-0110	駐車禁止除外指定車・高齢運転者専用駐車区間制度
平塚県税事務所	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (令和8年1月13日より) 〒254-0054 平塚市中里50-1	0463-22-2711 FAX 23-9396 (令和8年1月13日より) 0463-45-3150	(減免関係)個人事業税、自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割
自動車税管理事務所湘南駐在事務所	〒254-0082 平塚市東豊田369-12	0463-54-2011 FAX 53-2888	自動車税種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割

(2) 神奈川県関係 (つづき)

相談機関	所在地	電話番号等	備 考
平塚児童相談所	〒254-0075 平塚市中原3-1-6	0463-73-6888 FAX 73-6799	18歳未満の障害児の発達 診査判定等の相談・指導
神奈川県立総合療 育相談センター	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	0466-84-5700 FAX 84-2970	障害児者の医療・手帳・補 装具判定等の相談・指導
神奈川県県土整備 局公共住宅課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045- 210-1111 FAX 210-8889	県営住宅
神奈川県精神保健 福祉センター	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2	① 0120-821-606 ② 045-821-6937 ③ 045-821-6937 ④ 045-821-6801 ⑤ 045-821-8822 (代) ⑥ 045-821-8822 (代)	① こころの電話相談 毎日24時間 ※年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。 ② 依存症電話相談 月・火 13:30~16:30 ③ 自死遺族電話相談 水・木 13:30~16:30 ④ ピア電話相談 金 13:30~16:30 ⑤ 依存症面接相談(要予約) 予約受付 月~金 8:30~17:15 面接日: 金 9:00~16:30 ⑥ 自死遺族面接相談 (要予約) 予約受付 月~金 8:30~17:15 面接日: 月~金 8:30~17:00
神奈川県ライトセ ンター	〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2	045-364-0023 FAX 364-0027	点字・録音による情報提供・ 点字・録音図書の貸出・各種 相談・指導・ボランティア 育成等
神奈川県聴覚障害 者福祉センター	〒251-8533 藤沢市藤沢933-2	0466-27-1911 FAX 27-1225	社会適応訓練・幼児の早期 訓練・通訳者の育成等
神奈川県発達障害 支援センターかな がわA (エース)	〒259-0157 足柄上郡中井町境218 中井やまゆり園内	0465-81-3717	発達障害がある児者や家 族等、関わる方々に対する 相談支援等。
神奈川県障害者権 利擁護センター	〒231-0023 神奈川県横浜 市中区山下町23 日土地山下町ビル9階	045-662-9534 FAX 663-5080	雇用先での虐待通報・相談
神奈川県総合リハ ビリテーションセ ンター	〒243-0121 厚木市七沢516	046-249-2612 FAX 249-2515	交通事故や病気で脳に損 傷を受けた方の情報提供・ 相談
安全運転相談ダイ ヤル	全国統一番号	#8080	身体の障がい、一定の病気 の症状、加齢による身体機 能の低下で免許の取得や 自動車等の安全な運転に 不安がある方やそのご家 族の相談窓口
神奈川県警察運転 免許センター安全 運転相談室	〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1	045-365-3111(代)	

(3) 特別支援学校

相談機関	所在地	電話番号等	備 考
平塚盲学校	〒254-0047 平塚市追分10-1	0463-31-0948	視覚障害教育
平塚ろう学校	〒254-0074 平塚市大原2-1	0463-32-0129 FAX 32-1646	聴覚障害教育
平塚養護学校	〒259-1215 平塚市寺田縄590	0463-58-0456	肢体不自由教育・知的障害教育
秦野支援学校	〒257-0025 秦野市落合500	0463-81-0948	知的障害教育(高等部)、 肢体不自由教育(小・中学部、高等部)
秦野支援学校 (末広校舎)	〒257-0037 秦野市末広町6-6	0463-82-3551	知的障害教育 小・中学部

(4) 国の機関等

相談機関	所在地	電話番号等	備 考
平塚税務署	〒254-8533 平塚市浅間町9-1	0463-22-1400 国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901	所得税・相続税 国税に関する一般的な相談 は国税相談専用ダイヤルをご利用ください。
平塚年金事務所	〒254-8563 平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515 FAX 21-3500	厚生年金・国民年金
ハローワーク松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-82-8609 FAX 83-0749	障害者の職業紹介・相談

(5) その他の機関

相談機関	所在地	電話番号等	備 考
秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの”	〒257-0035 秦野市本町2-7-25	代表 0463-71-5701 就労相談・地域活動 0463-71-5720 一般相談 0463-80-3294 FAX 73-5039	障害児・者の相談支援・ 就労支援・地域活動支援
秦野市社会福祉協議会	〒257-0054 秦野市緑町16-3保健福祉センター内	0463-84-7711 FAX 85-1302	生活福祉資金・福祉車両、 車いすの貸出し・ヘルパー ^{サービス}
秦野市障害者虐待防止センター「ライツはだの」	〒259-1306 秦野市戸川26-1	0463-73-7874 FAX 73-7875 通報専用ダイヤル 0463-26-8727 (24時間365日)	障害者の虐待通報・相談
秦野郵便局	〒257-8799 秦野市室町2-44	0570-098-815 (ナビダイヤル) FAX 82-7887	点字郵便物・青い鳥はがき
障がい者就業・生活支援センター サンシティ	〒254-0041 平塚市浅間町2-20 藤和平塚コープ1階	0463-37-1622 FAX 37-1633	就業面・生活面の相談支援
神奈川障害者職業センター	〒252-0315 相模原市南区桜台13-1	042-745-3131 FAX 742-5789	職業相談・職業評価、ジョブコーチ支援等

(5) その他の機関 (つづき)

相談機関	所在地	電話番号等	備 考
神奈川障害者職業能力開発校	〒252-0315 相模原市南区桜台13-1	042-744-1243 FAX 740-1497	身体・知的・精神障害者の職業訓練
神奈川能力開発センター	〒259-1101 伊勢原市日向496	0463-96-4555 FAX 96-4593	知的障害者の職業的自立のための能力開発訓練
NHK横浜放送局 経営管理企画センター	〒231-0023 横浜市中区山下町281	045-212-2661	NHK放送受信料
UR都市機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部営業開発課	〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 (新宿アイランドタワー16階)	03-5323-3560	新築UR賃貸住宅抽選時の倍率優遇
フュージョンコム かながわ・県肢体不自由児協会	〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター5階	045-311-8742 FAX 324-8985	喀痰吸引等・摂食・コミュニケーション研修 障害の重い方の生涯学習 (訪問カレッジenjoyかながわ)
神奈川県労働福祉協会	〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 (かながわ労働プラザ7階)	045-633-5410 FAX 633-5412	視覚障害者技能習得援助資金の貸付
かながわ土地建物保全協会	〒231-8613 横浜市中区日本大通33 県住宅供給公社ビル4階	045-201-3673 FAX 201-8405	県営住宅の入居優遇
東急コミュニティ 一 本厚木サービスセンター	〒243-0018 厚木市中町1-8-7 (CSEパレス厚木3階)	046-297-0112 FAX 297-0113	県営住宅家賃の管理・申請に関するここと(世帯異動・収入申告・減免・退去等)
ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)神奈川支所	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 (神奈川県トラック総合会館内3階) 【令和7年8月25日より】 〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-2-1 (新横浜ファーストビル8階) ※令和8年秋には上記の住所に戻る予定です。	045-471-7401 FAX 471-7405	自動車事故被害者等に対する介護料の支給、及び交通遺児等に対する生活資金無利子貸付

I 4 障害福祉サービス等事業所

(I) 訪問系サービス（市内事業所）

ア 居宅介護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	鶴巻ホームヘルプセンター	秦野市鶴巻北2-14-2	26-8121	身 知 精 児
2	エスティサービス秦野営業所	秦野市寿町2-16	81-6660	身 知 精 児
3	秦野市社会福祉協議会 居宅支援事業所	秦野市緑町16-3 秦野市保健 福祉センター1階	84-7711	身 知 精 児
4	秦野精華園居宅介護事業所	秦野市南矢名4-27-20	73-5767	身 知 精 児
5	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
6	みきフレンド	秦野市西田原1237-3	81-8260	身 知 精 児
7	ニチイケアセンター秦野	秦野市大秦町1-10 アルファビル2階	85-5112	身 知 精 児
8	ニチイケアセンターまほろば	秦野市鶴巻2166-1	69-3031	身 知 精 児
9	COSMO-CARE	秦野市曲松2-3-20 ストリングフィルド201号	050-3775-4131	身 知 精 児
10	訪問介護サービス ココロコネクト	秦野市寿町4-6 コーポ寿201	65-0826	身 知 精 児
11	訪問サービス りん	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身 知 精 児
12	つるかめヘルパーステーション	秦野市富士見町6-34	83-1330	身 知 精 児
13	訪問介護かがやき	秦野市千村4-3-34 テラスプリムローズ101	75-8601	身 知 精 児
14	訪問介護みちびき	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101	67-7376	身 知 精 児
15	横田リハビリセンター	秦野市柳町1-1-16 3階	26-7432	身 知 精 児
16	介護クラーク秦野	秦野市富士見町2-2	73-6182	身 知 精 児
17	さんやヘルパーステーション	秦野市戸川26-1	26-8325	身 知 精 児

イ 重度訪問介護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	鶴巻ホームヘルプセンター	秦野市鶴巻北2-14-2	26-8121	身 知 精 児
2	エスティサービス秦野営業所	秦野市寿町2-16	81-6660	身 知 精 児
3	秦野市社会福祉協議会 居宅支援事業所	秦野市緑町16-3 秦野市保健 福祉センター1階	84-7711	身 知 精 児
4	秦野精華園居宅介護事業所	秦野市南矢名4-27-20	73-5767	身 知 精 児
5	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
6	みきフレンド	秦野市西田原1237-3	81-8260	身 知 精 児
7	ニチイケアセンター秦野	秦野市大秦町1-10 アルファビル2階	85-5112	身 知 精 児
8	ニチイケアセンターまほろば	秦野市鶴巻2166-1	69-3031	身 知 精 児
9	訪問サービス りん	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身 知 精 児
10	COSMO-CARE	秦野市曲松2-3-20 ストリングフィルド201号	050-3775-4131	身 知 精 児
11	訪問介護サービス ココロコネクト	秦野市寿町4-6 コーポ寿201	65-0826	身 知 精 児
12	つるかめヘルパーステーション	秦野市富士見町6-34	83-1330	身 知 精 児
13	訪問介護かがやき	秦野市千村4-3-34 テラスプリムローズ101	75-8601	身 知 精 児
14	訪問介護みちびき	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101	67-7376	身 知 精 児
15	介護クラーク秦野	秦野市富士見町2-2	73-6182	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

イ 重度訪問介護（つづき）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
16	横田リハビリセンター	秦野市柳町1-1-16 3階	26-7432	身 知 精 児
17	さんやヘルパーステーション	秦野市戸川26-1	26-8325	身 知 精 児

ウ 同行援護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
2	秦野市社会福祉協議会 居宅支援事業所	秦野市緑町16-3秦野市保 健福祉センター1階	84-7711	身 知 精 児
3	鶴巻ホームヘルプセンター	秦野市鶴巻北2-14-2	26-8121	身 知 精 児
4	訪問介護かがやき	秦野市千村4-3-34 テラスプリムローズ101	75-8601	身 知 精 児
5	訪問介護みちびき	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101	67-7376	身 知 精 児

エ 行動援護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園居宅介護事業所	秦野市南矢名4-27-20	73-5767	身 知 精 児
2	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
3	いんくるケア	秦野市堀山下182-3 丸江ビル1階102	87-7331	身 知 精 児
4	訪問サービス りん	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身 知 精 児
5	訪問介護みちびき	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101	67-7376	身 知 精 児

オ 短期入所（市内事業所及び県立事業所）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	弘済学園 第二児童寮ショートステイ	秦野市北矢名1195-3	77-3222	身 知 精 児
2	弘済学園 児童ショートステイ	秦野市北矢名1195-3	77-3222	身 知 精 児
3	くず葉学園	秦野市菩提2058-2	75-3221	身 知 精 児
4	松下園 短期入所	秦野市戸川454-1	75-2511	身 知 精 児
5	やまばと学園	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身 知 精 児
6	グループホームせせらぎ	秦野市三屋127-3	75-5586	身 知 精 児
7	丹沢レジデンシャルホーム	秦野市菩提1711-2	74-3303	身 知 精 児
8	ライフステージ・悠トピア	秦野市南矢名1955	69-1222	身 知 精 児
9	秦野精華園	秦野市南矢名3-2-1	77-8811	身 知 精 児
10	希望の丘はだの	秦野市南矢名4-27-20	72-8030	身 知 精 児
11	ショートステイみのりの家	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身 知 精 児
12	弘済学園グループホーム・ショートステイ	秦野市南矢名2177-1	77-3222	身 知 精 児
13	神奈川病院	秦野市落合666-1	81-1771	身 知 精 児
14	ショートステイあん	秦野市渋沢3-36-7-2	74-6031	身 知 精 児
15	セラヴィレヴェ秦野	秦野市鶴巻北1-22-13 1 階	080-6634-0567	身 知 精 児
16	ひまわりテラス秦野くずは台	秦野市東田原55-49	20-8150	身 知 精 児
17	ともがき秦野羽根	秦野市羽根162-2	74-3350	身 知 精 児
18	ビーハック日中支援型障がい者 グループホーム秦野	秦野市菩提261	79-5720	身 知 精 児
19	県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町境218	0465-81-0288	身 知 精 児
20	県立総合療育相談センター	藤沢市龜井野3119	0466-84-5700	身 知 精 児
21	県立こども医療センター肢体不 自由児施設	横浜市南区六ツ川2-138-4	045-711-2351	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

才 短期入所（市内事業所及び県立事業所）（つづき）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
22	県立こども医療センター重症心身障害児施設	横浜市南区六ツ川2-138-4	045-711-2351	身知精児
23	さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2-4-18	042-766-2255	身知精児
24	県立子ども自立生活支援センター	平塚市片岡991-1	0463-56-0303	身知精児

(2) 通所・日中活動系サービス（市内事業所）

ア 療養介護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	神奈川病院	秦野市落合666-1	81-1771	身知精児

イ 生活介護

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	松下園	秦野市戸川454-1	75-2511	身知精児
2	秦野精華園チャレンジセンター	秦野市南矢名3-2-1	77-8811	身知精児
3	秦野精華園	秦野市南矢名3-2-1	77-8811	身知精児
4	希望の丘はだの	秦野市南矢名4-27-20	72-8030	身知精児
5	ライフステージ・悠トピア 通所センター	秦野市南矢名1995	69-1222	身知精児
6	ライフステージ・悠トピア	秦野市南矢名1955	69-1222	身知精児
7	花鳥デイサービスセンター	秦野市菩提1711-2	74-3303	身知精児
8	弘済学園デイケアセンター	秦野市北矢名2178-1	77-3222	身知精児
9	みのりの家	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身知精児
10	やまばと学園	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身知精児
11	やまばと通所センター	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身知精児
12	秦野ワークセンター	秦野市菩提1711-2	75-3343	身知精児
13	くず葉学園	秦野市菩提2058-2	75-3221	身知精児
14	くず葉学園通所事業所Ⅰ	秦野市菩提2058-2	75-3224	身知精児
15	秦野精華園秦野市障害者 日中サービスセンター	秦野市本町3-13-49	73-7744	身知精児
16	みんなの広場	秦野市曾屋5819-4	59-9700	身知精児
17	もえぎ	秦野市南矢名430-15	78-1660	身知精児
18	ハッピーラボ	秦野市戸川381-1	75-5418	身知精児
19	いんくるはだの	秦野市堀山下182-3 丸江ビル1階101	87-7331	身知精児
20	丹沢レジデンシャルホーム	秦野市菩提1711-2	74-3303	身知精児
21	生活介護事業所 はみんぐ	秦野市三屋124	75-8626	身知精児
22	あじさい	秦野市戸川26-1	75-5500	身知精児
23	ファミリー生活介護サービス	秦野市曾屋906-3 エルミタージュ秦野1階	86-6523	身知精児
24	みんなの広場Ⅱ	秦野市堀川173-1	72-7630	身知精児
25	横田リハビリセンター	秦野市柳町1-1-16 3階	89-4555	身知精児

ウ 自立訓練(生活訓練)

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	希望の丘はだの	秦野市南矢名4-27-20	72-8030	身知精児
2	自立訓練事業所ここえーる	秦野市松原町2-8 杉本ビル2階	80-6680	身知精児

エ 自立訓練(機能訓練)

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	横田リハビリセンター	秦野市柳町1-1-16	89-4555	身知精児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

オ 宿泊型自立訓練

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	キャンバス秦野	秦野市戸川 325	75-5430	身 知 精 児

カ 就労移行支援

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園チャレンジセンター	秦野市南矢名 3-2-1	77-8811	身 知 精 児
2	就労移行支援事業所りんく	秦野市柳町 1-16-1 Tビル 2階	88-0080	身 知 精 児
3	Cocorport 秦野駅前 Office	秦野市本町 1-1-6 クレアーレ MKビル 5階	63-4308	身 知 精 児

キ 就労継続支援

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	あけばの	秦野市三屋 29-1	75-3456	身 知 精 児
2	鶴巻工芸	秦野市鶴巻 1840-2	77-7769	身 知 精 児
3	大根工芸	秦野市南矢名 2041-5	79-2570	身 知 精 児
4	ジョブライフはたの	秦野市三屋 127-3	75-0118	身 知 精 児
5	秦野精華園チャレンジセンター	秦野市南矢名 3-2-1	77-8811	身 知 精 児
6	うぐいすの家	秦野市西田原 146	83-3200	身 知 精 児
7	秦野ワークセンター	秦野市菩提 1711-2	75-3343	身 知 精 児
8	福祉作業所 リトルスター	秦野市鈴張町 1-1	84-4502	身 知 精 児
9	くず葉学園通所事業所Ⅱ	秦野市菩提 2058-2	75-3224	身 知 精 児
10	みんなの広場	秦野市曾屋 5819-4	59-9700	身 知 精 児
11	にこにこパン工房	秦野市清水町 9-24	84-5556	身 知 精 児
12	松下園	秦野市戸川 454-1	75-2511	身 知 精 児
13	あすなろリサイクル作業所	秦野市堀山下 98	87-2525	身 知 精 児
14	ハッピーラボ	秦野市戸川 381-1	75-5418	身 知 精 児
15	いんくるネット	秦野市松原町 1-33-3	080-4950-2583	身 知 精 児
16	ウイズ秦野障害福祉職業訓練支援センター	秦野市栄町 6-16 2階	51-6844	身 知 精 児
17	弘済学園デイケアセンター	秦野市南矢名 2178-1	77-3222	身 知 精 児
18	みんなの家ミミ秦野	秦野市曾屋 4508-10	72-8961	身 知 精 児
19	みりおんりーふ	秦野市河原町 2-16 万葉ビル	63-4294	身 知 精 児
20	みんなの広場Ⅱ	秦野市堀川 173-1	72-7630	身 知 精 児
21	はっぴいたいむ渋沢	秦野市曲松 2-2-12 諸星ビル 2階 202	89-1650	身 知 精 児
22	チャレンジド ロトモ	秦野市尾尻 495-6 小原台ハイツ 1階	20-8838	身 知 精 児
23	Manoa Laki	秦野市本町 1-11-10 秦野ヒルズ 2階	26-9321	身 知 精 児
24	イコロ	秦野市並木町 4-17	090-2723-2024	身 知 精 児
25	あじさい	秦野市戸川 26-1	75-5500	身 知 精 児

ク 就労定着支援

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園チャレンジセンター	秦野市南矢名 3-2-1	77-8811	身 知 精 児
2	就労定着支援事業所りんく	秦野市柳町 1-16-1 Tビル 2階	88-0080	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

(3) 居住系サービス（市内施設）

ア 施設入所支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園	秦野市南矢名 3-2-1	77-8811	身 知 精 児
2	希望の丘はだの	秦野市南矢名 4-27-20	72-8030	身 知 精 児
3	丹沢レジデンシャルホーム	秦野市菩提 1711-2	74-3303	身 知 精 児
4	やまばと学園	秦野市渋沢 2620-2	87-1188	身 知 精 児
5	くず葉学園	秦野市菩提 2058-2	75-3221	身 知 精 児
6	松下園	秦野市戸川 454-1	75-2511	身 知 精 児
7	ライフステージ・悠トピア	秦野市南矢名 1955	69-1222	身 知 精 児
8	弘済学園児童寮	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身 知 精 児
9	弘済学園第二児童寮	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身 知 精 児

イ 共同生活援助・介護サービス包括型

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園今泉地区生活ホーム	秦野市今泉 445-3	77-8811	身 知 精 児
2	やまばとグループホーム	秦野市渋沢 2620-2	87-1188	身 知 精 児
3	桜ホーム	秦野市戸川 149-4 1階	75-2511	身 知 精 児
4	グループホーム ファミユーピュア	秦野市鶴巻北 3-11-9-101	76-4866	身 知 精 児
5	キャンバス秦野	秦野市戸川 325	75-5430	身 知 精 児
6	もえ木の丘	秦野市南矢名 430-14	78-3337	身 知 精 児
7	弘済学園グループホーム	秦野市北矢名 2177-1	77-3222	身 知 精 児
8	いんくるホーム	秦野市春日町 3-21 カーサ・ディ・チエントル 101	87-7331	身 知 精 児
9	ハイム・ユー・アイ	秦野市桜町 2-4-50	80-2889	身 知 精 児
10	わくわくハウス	秦野市南矢名 2-15-18	78-5687	身 知 精 児
11	グループホームせせらぎ	秦野市三屋 127-3	73-5586	身 知 精 児
12	ビーハッピーホーム	秦野市渋沢 3-36-7-2	74-6031	身 知 精 児
13	ファミリーホーム秦野	秦野市曾屋 1-7-41 クリア秦野 310	79-8360	身 知 精 児
14	ベースワン	秦野市南矢名 1249 オレンジ川口ハイツ 208	79-9094	身 知 精 児
15	ワンドフルライフ西大竹	秦野市西大竹 323-20	80-5577	身 知 精 児
16	ワンドフルライフ下大槻	秦野市下大槻 728-5	80-5577	身 知 精 児
17	ワンドフルライフ下大槻Ⅱ	秦野市下大槻 729-5	80-5577	身 知 精 児
18	ワンドフルライフ鶴巻	秦野市鶴巻 2164-7	80-5577	身 知 精 児
19	ワンドフルライフ室町	秦野市室町 8-34	80-5577	身 知 精 児
20	ワンドフルライフ富士見町	秦野市富士見町 2-38	80-5577	身 知 精 児
21	ワンドフルライフ上大槻	秦野市上大槻 41-10	80-5577	身 知 精 児
22	HARES 秦野1号館	秦野市室町 3-12	83-1177	身 知 精 児
23	木の花ホーム秦野	秦野市寿町 7-13	65-0652	身 知 精 児
24	共同生活援助 茶々庵	秦野市菖蒲 642	88-0732	身 知 精 児
25	ウィズ秦野ホームA棟	秦野市西田原 151-6 ハイツ風鈴	51-6844	身 知 精 児
26	わおんアイコウ秦野	秦野市羽根 118-3	045-323-0681	身 知 精 児
27	エスペランサ	秦野市富士見町 6-2-1	81-7110	身 知 精 児
28	ともがき秦野	秦野市平沢 338-4	84-0161	身 知 精 児
29	グループホームオフィスサプラ イ秦野	秦野市南矢名 4-23-20	79-5242	身 知 精 児
30	シオンホーム	秦野市南矢名 1669-1	65-0245	身 知 精 児
31	はだのグリーンハウス	秦野市曾屋 577-5	050-5805-2994	身 知 精 児
32	メゾン・ド・クルール秦野	秦野市尾尻 511-6	83-5075	身 知 精 児
33	サンステイ秦野第一グループホ ーム	秦野市北矢名 87-3	59-9499	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

ウ 共同生活援助・日中サービス支援型

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	セラヴィレヴエ秦野	秦野市鶴巻北 1-22-13	080-6634-0567	身 知 精 児
2	ともがき秦野羽根	秦野市羽根 162-2	74-3350	身 知 精 児
3	ひまわりテラス秦野くずは台	秦野市東田原 55-49	20-8150	身 知 精 児
4	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム秦野	秦野市菩提 261	79-5720	身 知 精 児

エ 自立生活援助

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	秦野精華園自立生活援助事業所「はばたき」	秦野市南矢名 4-27-20	72-8030	身 知 精 児
2	相談支援事業所こころの笑顔	秦野市松原町2-8 杉本ビル2階	87-5560	身 知 精 児

(4) 障害児支援サービス（市内施設）

ア 児童発達支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	秦野市児童発達支援事業 たんぽぽ教室	秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター4階	84-2168	身 知 精 児
2	弘済学園児童発達支援センター 「すきっぷ」	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身 知 精 児
3	虹	秦野市本町 1-8-16 秦野エミネンス 101	82-9982	身 知 精 児
4	あけぼの園	秦野市菩提 507-1	75-1601	身 知 精 児
5	こどもプラス秦野渋沢教室	秦野市柳町 1-2-10	75-9855	身 知 精 児
6	きらりはーと秦野	秦野市入船町 7-24	75-8570	身 知 精 児
7	児童発達支援 かのん	秦野市寿町 8-34 TKS ユザワビル2階A号室	86-6111	身 知 精 児
8	ひろか教室	秦野市堀山下 119-11	74-5553	身 知 精 児
9	しろくま幼稚教室	秦野市南が丘 3-1 南が丘ショッピングセンター内 14号店舗	20-9391	身 知 精 児
10	児童発達支援バンフ	秦野市寿町 6-5 綾部ビル3階	79-6986	身 知 精 児
11	トイロ秦野	秦野市曾屋 1-1-2 1階	75-9738	身 知 精 児
12	コペルプラス秦野教室	秦野市緑町 13-16 紳士服コナカ秦野店内	74-4652	身 知 精 児
13	イロトリドリ	秦野市栄町 5-11 東邦ビル2階	090-2323-1021	身 知 精 児
14	児童発達・COSMO「まなび館」	秦野市堀西 16-10 伊東ビル 102	050-3775-4131	身 知 精 児
15	しろくま幼稚教室渋沢	秦野市曲松 1-1-2 ウイングユーK3階	74-4714	身 知 精 児
16	ミライテラスジュニア秦野	秦野市落合 578-6	86-6920	身 知 精 児
17	トイロ渋沢	秦野市柳町 1-14-2	74-6393	身 知 精 児

イ 放課後等デイサービス

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	秦野つぼみ	秦野市尾尻 944-20	74-5730	身 知 精 児
2	虹	秦野市本町 1-8-16 秦野エミネンス 101	82-9982	身 知 精 児
3	みんなの家ココ秦野	秦野市立野台 1-3-1	86-6856	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

イ 放課後等デイサービス (つづき)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
4	ファミリーキッズ秦野	秦野市尾尻 483-1 エステートサンワ 1階	75-9566	身知精児
5	こどもプラス秦野渋沢教室	秦野市柳町 1-2-10	75-9855	身知精児
6	きらりはーと秦野	秦野市入船町 7-24	75-8570	身知精児
7	放課後等デイサービス みらいっ子	秦野市寿町 8-23	65-1212	身知精児
8	放課後等デイサービス かのん	秦野市寿町 8-34 TKS ユザワビル 2階 A号室	86-6111	身知精児
9	たんぽぽの家	秦野市千村 3-24-28	87-2018	身知精児
10	放課後等デイサービス 花だん	秦野市今川町 8-1K&Y 秦野 ビル 4階	81-1153	身知精児
11	むつみチルドレン	秦野市平沢 1750-1	79-9455	身知精児
12	ひろか教室	秦野市堀山下 119-11	74-5553	身知精児
13	放デイ・COSMO「まなび館」	秦野市堀西 16-10 伊東ビル 102	0120-294-546 050-3775-4131	身知精児
14	放課後等デイサービス グリーングラス	秦野市南が丘 3-1 6、7号店舗	82-5666	身知精児
15	放課後等デイサービス WARAKURA	秦野市菩提 214	72-7110	身知精児
16	放課後等デイサービス バンフ	秦野市寿町 6-5 綾部ビル 3階	79-6986	身知精児
17	トイロ秦野	秦野市曾屋 1-1-2 1階	75-9739	身知精児
18	放デイ・COSMO「たいいく館」	秦野市堀川 818-5	0120-294-546 63-0323	身知精児
19	イロトリドリ	秦野市栄町 5-11 東邦ビル 2階	090-2323-1021	身知精児
20	放課後等デイサービスわくわく	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身知精児
21	ミライテラスジュニア秦野	秦野市落合 578-6	86-6920	身知精児

ウ 福祉型障害児入所施設

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	弘済学園児童寮	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身知精児
2	弘済学園第二児童寮	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身知精児

エ 医療型障害児入所施設

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	神奈川病院	秦野市落合 666-1	81-1771	身知精児

オ 保育所等訪問支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	保育所等訪問支援 未来(みるく)	秦野市寿町 8-34 TKS ユザワビル 2階 302	86-6111	身知精児
2	トイロ秦野	秦野市曾屋 1-1-2 1階	75-9738	身知精児
3	コペルプラス秦野教室	秦野市緑町 13-16 紳士服コナカ秦野店内	74-4652	身知精児
4	保育所等訪問支援ダカーポ	秦野市北矢名 1195-3	77-3222	身知精児
5	あけぼの園保育所等訪問支援事業	秦野市菩提 507-1	75-1601	身知精児
6	トイロ渋沢	秦野市柳町 1-14-2	74-6393	身知精児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

(5) 相談支援

ア 地域移行支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	やまばと学園相談支援事業所	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身知精児
2	障害福祉なんでも相談室	秦野市本町2-7-25 (秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの”内)	80-3294	身知精児
3	秦野精華園指定相談支援事業所 「せいか」	秦野市南矢名4-27-20	80-8100	身知精児
4	相談支援事業所こころの笑顔	秦野市松原町2-8 杉本ビル2階	87-5560	身知精児
5	みなせ相談支援センター	秦野市戸川26-1	71-5872	身知精児
6	秦野市障害者地域生活支援推進機構	秦野市本町2-7-25	75-5701	身知精児

イ 地域定着支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	やまばと学園相談支援事業所	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身知精児
2	障害福祉なんでも相談室	秦野市本町2-7-25 (秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの”内)	80-3294	身知精児
3	秦野精華園指定相談支援事業所 「せいか」	秦野市南矢名4-27-20	80-8100	身知精児
4	みなせ相談支援センター	秦野市戸川26-1	71-5872	身知精児
5	秦野市障害者地域生活支援推進機構	秦野市本町2-7-25	75-5701	身知精児

ウ 計画相談支援

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
1	みなせ相談支援センター	秦野市戸川26-1	71-5872	身知精児
2	障害福祉なんでも相談室	秦野市本町2-7-25 (秦野市地域生活支援センター“ぱれっと・はだの”内)	80-3294	身知精児
3	秦野精華園指定相談支援事業所 「せいか」	秦野市南矢名4-27-20	80-8100	身知精児
4	鶴巻工芸相談室	秦野市鶴巻1840-2	77-7769	身知精児
5	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身知精児
6	松下園	秦野市戸川454-1	75-2511	身知精児
7	あけぼの相談室	秦野市三屋29-1	79-5556	身知精児
8	くず葉学園相談支援事業所	秦野市菩提2058-2	75-3221	身知精児
9	相談支援事業所えん	秦野市渋沢1480-3	80-2332	身知精児
10	やまばと学園相談支援事業所	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身知精児
11	こども相談室ひなたぼっこ	秦野市北矢名1195-3	77-3222	身知精児
12	相談支援心愛(ここあ)	秦野市寿町8-34 TKSユザワビル302号室	86-6111	身知精児
13	相談支援事業所こころの笑顔	秦野市松原町2-8 杉本ビル2階	87-5560	身知精児
14	秦野つばみ	秦野市尾尻944-20	74-5730	身知精児
15	つるかめ相談支援事業所	秦野市富士見町6-34	74-6126	身知精児
16	特定非営利活動法人みきフレンド・あゆみ	秦野市西田原1237-3	81-8260	身知精児
17	まこじろう福祉事務所	秦野市菖蒲1105-3	79-9888	身知精児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

ウ 計画相談支援（つづき）

番号	施設名	所在地	電話番号	対象
18	ライフケアcocoro	秦野市緑町15-22	73-8056	身 知 精 児
19	しせん相談室はだの	秦野市菩提507-1	75-8772	身 知 精 児
20	ライフステージ・悠トピア相談支援事業所	秦野市南矢名1955	69-1222	身 知 精 児
21	こころい桜相談室	秦野市平沢402	080-4094-0585	身 知 精 児
22	相談支援COSMO-CARE	秦野市堀西16-10 伊東ビル102	050-3775-4131	身 知 精 児

(6) 地域生活支援事業

ア 日中一時支援事業（本市への登録事業所）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	松下園日中一時支援事業	秦野市戸川454-1	75-2511	身 知 精 児
2	やまばと学園	秦野市渋沢2620-2	87-1188	身 知 精 児
3	くず葉学園	秦野市菩提2058-2	75-3221	身 知 精 児
4	弘済学園ケアセンター	秦野市北矢名1195-3	77-3222	身 知 精 児
5	ライフステージ・悠トピア	秦野市南矢名1955	69-1222	身 知 精 児
6	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
7	なのはな	秦野市戸川26-1	26-7345	身 知 精 児
8	しあわせ学級	伊勢原市串橋150-3	090-2654-7144	身 知 精 児
9	しんわルネッサンス	平塚市上吉沢1520-1	58-5414	身 知 精 児
10	はばたき進和	平塚市土屋2967	58-6681	身 知 精 児
11	小百合会支援費事業部サンエーサービス	平塚市田村4-24-5	51-4003	身 知 精 児
12	進和あさひホーム	平塚市高根315	35-4747	身 知 精 児
13	よるべ沼代	小田原市沼代865-1	0465-43-1147	身 知 精 児
14	神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町境218	0465-81-0288	身 知 精 児
15	紅梅学園	厚木市上荻野5303	046-241-1621	身 知 精 児
16	アシスタンススクールつくしんば	伊勢原市田中300 モンテール伊勢原1階	93-5757	身 知 精 児
17	緑友会 みどり園	伊勢原市栗窪605-1	93-4722	身 知 精 児
18	ほうあん ふじみのさと 短期・日中一時支援事業所	小田原市曾我大沢7	0465-41-4020	身 知 精 児
19	パーソナルサービスセンター トムトム平塚タイムケア事業所 ゆうゆうクラブ	平塚市御殿1-7-6	36-4631	身 知 精 児
20	ひこうせんクラブ	伊勢原市栗窪40-5	73-5588	身 知 精 児
21	ほうあん第一しおん	小田原市根府川389	0465-29-0146	身 知 精 児
22	コスマス学園松田センター	足柄上郡松田町松田総領 824-1	0465-83-1477	身 知 精 児
23	秦野精華園秦野市障害者 日中サービスセンター	秦野市本町3-13-49	73-7744	身 知 精 児
24	永耕園	小田原市曾我岸148	0465-42-2268	身 知 精 児
25	いんくるはだの	秦野市堀山下182-3 丸江ビル1階101	87-7331	身 知 精 児
26	進和万田ホーム	平塚市万田2-29-16	32-5325	身 知 精 児
27	あんず	秦野市南矢名430-15	78-1660	身 知 精 児
28	あって「余暇」った♪COSMO-CARE	秦野市堀西16-10 伊藤ビル101号	0120-294-546 050-3775-4131	身 知 精 児
29	ほうゆう館	小田原市千代358-1	0465-41-1121	身 知 精 児
30	日中一時 スプラウト	平塚市豊田宮下789-3-2	32-6959	身 知 精 児
31	あじさい	秦野市戸川26-1	75-5500	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

ア 日中一時支援事業（つづき）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
32	みんなの家ココ	平塚市小鍋島18-1	51-4628	身 知 精 児
33	秦野つぼみ	秦野市尾尻944-20	74-5730	身 知 精 児
34	みんなの広場	秦野市曾屋5819-4	59-9700	身 知 精 児
35	いこうの村	秦野市堀西1166	88-1506	身 知 精 児
36	ファミリー秦野・日中一時支援サービス	秦野市尾尻483-1 エステートサンワ1階	75-9566	身 知 精 児
37	赤いリボン	秦野市寿町8-23	65-1212	身 知 精 児
38	日中一時支援ふうが	秦野市寿町8-34 TKSユザワビル2階B号室	86-6111	身 知 精 児
39	りとるぶらんと	秦野市南が丘3-1 南が丘ショッピングセンター内7号店舗	080-7039-9696	身 知 精 児
40	みんなの広場Ⅱ	秦野市堀川173-1	72-7630	身 知 精 児
41	ファミリー生活介護サービス	秦野市曾屋906-3 エルミタージュ秦野1階	86-6523	身 知 精 児
42	トイロ 秦野	秦野市曾屋1-1-2 1階	75-9738	身 知 精 児
43	でい工房花はな	平塚市南金目346-1	50-3080	身 知 精 児
44	ミライテらすジュニア秦野	秦野市落合578-6	86-6920	身 知 精 児

イ 移動支援事業（本市への登録事業所）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	さんやヘルパーステーション	秦野市戸川26-1	26-8325	身 知 精 児
2	みきフレンド	秦野市西田原512	81-8260	身 知 精 児
3	鶴巻ホームヘルプセンター	秦野市鶴巻北2-14-2	26-8121	身 知 精 児
4	秦野市社会福祉協議会 居宅支援事業所	秦野市緑町16-3秦野市保健福祉センター内	84-7711	身 知 精 児
5	野の花ネットワーク	秦野市名古木402-2	82-1337	身 知 精 児
6	秦野精華園居宅介護事業所	秦野市南矢名4-27-20	73-5767	身 知 精 児
7	オンリーワンケアセンター	秦野市南矢名5-2-10 今井パレス103	69-3330	身 知 精 児
8	COSMO-CARE	秦野市曲松2-3-20 ストリングフィルド201号	0120-294-546 050-3775-4131	身 知 精 児
9	ワーカーズ・コレクティブ笑顔	平塚市南原1-12-16-102	36-6118	身 知 精 児
10	かでる湘南	伊勢原市伊勢原1-20-2	77-4040	身 知 精 児
11	しんわ生活支援センター ビーライト丘の家	平塚市万田540	37-4706	身 知 精 児
12	総合福祉ツクイ平塚	平塚市西真土1-2-11	30-3525	身 知 精 児
13	在宅福祉ケア子育サポートすずろ	足柄上郡開成町宮台1107-1	0465-84-1828	身 知 精 児
14	地域作業所ドリーム	伊勢原市桜台5-12-27	91-5000	身 知 精 児
15	まごころサービスさくら	相模原市南区相模台3-16-21	042-701-3341	身 知 精 児
16	ヘルパー事業所轍	茅ヶ崎市香川5-4-24 コミュニティ香川B-3	0467-89-5220	身 知 精 児
17	JIRITAMA アイ・エル・ケア	横浜市中区相生町6-104 横浜相生町ビル2階	045-222-1202	身 知 精 児
18	エスティサービス秦野営業所	秦野市寿町2-16	81-6660	身 知 精 児
19	さくらの里	横須賀市小矢部4-19-4	046-850-3360	身 知 精 児
20	よこすかヘルパーステーション	横須賀市三春町2-12 三春コミュニティセンター内	046-828-4488	身 知 精 児
21	茅ヶ崎手をつなぐ育成会ウィズ	茅ヶ崎市矢畠597-4	0467-86-8083	身 知 精 児
22	松坂ティーエムコンサルタンツ いちょう企画	東京都八王子市本町4-7東屋ビル	042-686-1870	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

イ 移動支援事業（つづき）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
23	ファミールケア藤沢	藤沢市善行1-24-2 Route善行 I - 2 階	0466-53-7518	身 知 精 児
24	いんくるケア	秦野市堀山下182-3 丸江ビル1階102	87-7331	身 知 精 児
25	ホームヘルプサービスにりん草	茅ヶ崎市萩園2349-33	0467-39-5655	身 知 精 児
26	なかよしララ	平塚市横内3129-11	51-4628	身 知 精 児
27	ツクイ厚木	厚木市栄町1-1-8 プラザホテル厚木ビル1 階	046-297-3966	身 知 精 児
28	ヘルパーステーションかのん	小田原市板橋155-13	0465-23-5717	身 知 精 児
29	ケアサポートツマダ	厚木市妻田東1-23-6 三和ビル202	046-221-9448	身 知 精 児
30	訪問サービス りん	秦野市渋沢1480-1	80-2332	身 知 精 児
31	歩	三浦市南下浦町上宮田 1387-2コスモ三浦海岸	046-888-8375	身 知 精 児
32	移動支援みちびき	秦野市曾屋2-6-30 清水ハイツ101	67-7376	身 知 精 児
33	横田リハビリセンター	秦野市柳町1-1-16	26-7432	身 知 精 児
34	訪問看護ステーション ピースマイル	伊勢原市笠窪423-13 鶴巻フラット204	20-9464	身 知 精 児
35	キャンディーポックス	千葉県習志野市実糸2-35- 3	047-473-4334	身 知 精 児
36	のぞみケアサービス	平塚市西八幡3-2-11	67-6567	身 知 精 児
37	特定非営利活動法人ミライボラ ンティア南	秦野市平沢487-21	82-8787	身 知 精 児
38	特定非営利活動法人ひまわり福 祉サービス	平塚市高村203-12-103	36-3943	身 知 精 児
39	アクア 小田原	小田原市中町2-5-3 アーバンシティ中町101	0465-20-5993	身 知 精 児
40	Koku' aリノア	藤沢市辻堂西海岸2-10-3- 1	0466-86-7120	身 知 精 児

ウ 訪問入浴サービス事業（本市への登録事業所）

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	エスティサービス秦野営業所	秦野市寿町2-16	81-6660	身 知 精 児
2	アースサポート平塚	平塚市明石町5-8	23-9911	身 知 精 児
3	アサヒクリーン在宅介護センター	秦野市本町1-11-14 フレールヒルズ秦野本町 101	050-3317-2192	身 知 精 児
4	ティー・シー・エス	平塚市土屋772-1	59-0311	身 知 精 児
5	アースサポート小田原	小田原市久野83	0465-66-4300	身 知 精 児

エ 地域活動支援センター

番号	事業所名	所在地	電話番号	対象
1	秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの”	秦野市本町2-7-25 秦野市地域生活支援セン ター内	71-5720	身 知 精 児
2	秦野精華園秦野市障害者 日中サービスセンターひまわり	秦野市本町3-13-49	73-7744	身 知 精 児

※最新の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」等でご確認ください。

15 障害に関するマークの一例

マーク及び名称	概要
 身体障害者標識	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。 このマークはホームセンター等で購入できます。
 聴覚障害者標識	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。 このマークはホームセンター等で購入できます。
 障害者のための国際シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が利用できる建物、施設を示す世界共通マークです。 このマークは、全ての障害者を対象にしたものです。 <p>注)個人の車に表示するのは、本来の目的と異なります。個人の車に表示しても、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりませんが、障害があるということを周知するために利用されている方もいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> このマークはホームセンター等で購入できます。
 盲人のための国際シンボル	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。 信号機や国際点字郵便物、書籍などに添付されています。
 耳マーク	<ul style="list-style-type: none"> 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 このマークを表示されたら、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。 <p>※耳マークの著作権は(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会にあり、複製、引用、転載は許諾が必要です。本市は承諾を頂いております。</p>
 ハート・プラスマーク	<ul style="list-style-type: none"> 心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱などの内部障害、内臓疾患を示すマークです。 このマークを着用している方を見たら、携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用に配慮が必要です。 このマークは特定非営利活動法人「ハート・プラスの会」のHPから取得できます。
 オストメイトマーク	<ul style="list-style-type: none"> 人工肛門、人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。「オストメイト対応トイレ」は、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来るトイレのことです。
 ほじょ犬マーク	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)が、公共施設や交通機関、お店で同伴できることを知っていただくためのマークです。
 みんなのトイレマーク	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により、障害者、高齢者だけでなく、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示すマークです。
 ヘルプマーク	<ul style="list-style-type: none"> 「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。
 白杖 SOS シグナル	<ul style="list-style-type: none"> 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

16 主な援護制度一覧表

制度名	障害程度	障害種別	身体障害者												知的障害者		精神障害者		年齢制限	所得制限	併給制限	ページ数	
			視覚		聴覚・平衡		音声 言語 そしゃ く	肢体不自由			心臓じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸小腸		肝臓 免疫		A1 最重度	A2 重度	B1 中度	B2 軽度	1級	2級	3級		
医療	自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	15	
		育成医療																				15	
		精神通院																				16	
	重度障害者医療費助成		○	○	★		○	★	★	○	○	★△	△	△	△	○	★	○	○	★	○	16	
	入院医療援護金制度																					17	
	後期高齢者医療早期加入		○	○	○		○	○		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	
	ひとり親家庭等医療費助成																					17	
	障害福祉サービス		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	18	
	手話通訳者等の派遣						○	○	○	○	○												22
	ふれ愛サービス																						22
用具	補装具の交付及び修理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	
	日常生活用具の給付		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	23	
	車いすの貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	

※制度を受けるには必要な要件がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。 <○：該当 △：一部該当 条件あり ★：身体・知的の重複>

制度名 障害程度	障害種別	身体障害者												知的障害者				精神障害者			年齢制限	所得制限	併給制限	ページ数							
		視覚			聴覚・平衡			音声 言語 そしゃく	肢体不自由			心臓じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸小腸		肝臓 免疫		A1 最重度	A2 重度	B1 中度	B2 軽度	I 級	2 級	3 級									
		1	2	3	4	5	6		2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	3	4	1	2	3	4			
手当	特別障害者手当等	△	△				△					△	△			△	△			△			△			△	有	有	26		
	特別児童扶養手当	○	○	○			○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	△	有	有	有	27	
	県在宅重度障害者等手当	△	△				△					△	△			△	△			△	△		△			△	有		28		
	市在宅障害者福祉手当	○	○	○	○	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有		29	
	特別支援学校等在学者福祉手当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有		29	
助成	福祉タクシー利用券	○	○				○					○	○			○	○			○	○		○			○			有	30	
	自動車燃料費助成	△	△				△					△	△			△	△			△	△		△			△			有	30	
	施設通所交通費	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	31		
	グループホーム家賃助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	31		
年金	扶養共済	△	△	△			△	△				△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有		32
	障害基礎年金	△	△	△			△	△				△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	有	32
税金ほか	所得税障害者控除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			33	
	相続税障害者控除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			33	
	贈与税の非課税	△	△				△					△	△			△	△			△	△		△			△			33		
	住民税障害者控除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			34	
	市民税・県民税の非課税	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			34	
	自動車税種別割の減免	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	36	
	軽自動車税(種別割)の減免	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	有	37		
	自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○		38		

※制度を受けるには必要な要件がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。〈○：該当 △：一部該当 条件あり ★：身体・知的の重複〉

制度名 障害程度	障害種別	身体障害者												知的障害者		精神障害者		年齢制限	所得制限	併給制限	ページ数								
		視覚			聴覚・平衡			音声 言語 そしゃく	肢体不自由			心臓じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸小腸		肝臓 免疫		A1 最重度	A2 重度	B1 中度	B2 軽度	I 級	2 級	3 級							
		1	2	3	4	5	6		2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	3	4	1	2	3	4	
公共料金等	JRの運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39	
	私鉄の運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39	
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	40
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	
	フェリー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	
	青い鳥郵便葉書	○	○			○			○	○			○		○	○		○	○									43	
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	43
	水道基本料金の減免	△	△	★		△	★		★	△	△	★			△	★	△	△	★	△	△	★	△	△			有	44	
	携帯電話基本料金等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	
貸付	104番料金の免除措置	○	○	○	○	○	○			△	△									○	○	○	○	○	○	○	○	44	
	福祉電話機器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	45	
	市立・県立文化施設入場料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	45		
自動車	生活福祉資金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	47	
	視覚障害者技能習得援助資金の貸付	△	△	△	△	△	△																					47	
自動車	自動車改造費の補助									△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	48	
	運転免許取得費用の補助					△				○	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	48	

※制度を受けるには必要な要件がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。〈○：該当 △：一部該当 条件あり ★：身体・知的の重複〉

障害種別 制度名 障害程度	身体障害者												知的障害者				精神障害者			年齢制限 所得制限 併給制限 ページ数						
	視覚			聴覚・平衡			音声 言語 そしゃく	肢体不自由			心臓じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸小腸		肝臓 免疫		A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級					
	1	2	3	4	5	6		2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	3	4			
住宅	住宅設備改良費の補助	○	○	★			○	★			★	○	○	★		○	★	△	△	★	○	○	★	有	有	52
	県営住宅の入居優遇	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	53
	県営住宅家賃の減免	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	53
参加	郵便等による不在者投票									△	△				△	△	△	△	△							54

※制度を受けるには必要な要件がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。〈○：該当 △：一部該当 条件あり ★：身体・知的の重複〉

ともに生きる社会

かながわ憲章

一 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします

一 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します

一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

一 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



翔子



題字「ともに生きる」

書家 金澤翔子

(ともに生きる社会かながわ監修大賞)

本県の取り組みや金澤翔子さんの庭上揮毫の動画などを、

こちらから [ともに生きる社会かながわ](#) をご覧ください。

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。





社会福祉法人常成福祉会

丹沢自律生活センターぽだい

<https://www.jousei.or.jp>

秦野市菩提 1711 番地 2

障害者支援施設 丹沢レジデンシャルホーム 多機能型事業所 秦野ワークセンター

生活介護事業所 花鳥デイサービスセンター

丹沢自律生活センターみなせ 秦野市戸川 26 番地 1

相談支援事業所 みなせ相談支援センター

秦野市障害者虐待防止センター ライツはだの

多機能型事業所 あじさい

居宅介護事業所 さんやヘルパーステーション

日中一時支援事業所 なのはな

児童発達支援事業所 たんぽぽ教室

秦野市地域生活支援センター"ぱれっと・はだの"

〔市民の皆様の様々なご相談を受け縁の下の力もちで皆様を支えます〕



〒257-0035 秦野市本町 2 丁目 7 番 25 号

TEL : 0463-71-5701 (代表)

TEL : 0463-80-3294 (相談支援)

TEL : 0463-71-5720 (就労支援 & 地域活動) TEL : 0463-80-2940 (成年後見)

FAX : 0463-73-5039

<https://hcp-support-hadano.or.jp>



障がいのある方の「働きたい」を支援します！



就職するなら  **Cocorport**

利用料・交通費
負担ゼロ

※諸条件有り



秦野市障害福祉ガイドブック 令和7年度版（2025年度版）

令和7年（2025年）10月発行

編集発行 秦野市 福祉部 障害福祉課 医療給付担当

自立支援担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463（82）7616（直通）

ファックス 0463（82）8020

Eメール syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp